

細目別評定点採点表

検査番号	0X-C-XXX
起工番号	
工事名:	●▲土木工事

考查項目	細 別	①主任監督員	②総括監督員	④検査員 (完成)	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	① 施工体制一般	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点			2.9点 / 3.3点	4.5%
	② 配置技術者	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点			2.9点 / 4.1点	4.5%
2. 施工状況	① 施工管理	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点		(0.0) × 0.4 + 6.5 = 6.5点	9.4点 / 13.0点	14.5%
	② 工程管理	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点	(0.0) × 0.2 + 3.2 = 3.2点		6.1点 / 8.1点	9.4%
	③ 安全対策	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点	(0.0) × 0.2 + 3.3 = 3.3点		6.2点 / 8.8点	9.5%
	④ 対外関係	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点			2.9点 / 3.7点	4.5%
3. 出来形及び出来ばえ	① 出来形	(0.0) × 0.4 + 2.8 = 2.8点		(0.0) × 0.4 + 6.5 = 6.5点	9.3点 / 14.9点	14.3%
	② 品質	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点		(0.0) × 0.4 + 6.5 = 6.5点	9.4点 / 17.4点	14.5%
	③ 出来ばえ			(0.0) × 0.4 + 6.5 = 6.5点	6.5点 / 8.5点	10.0%
4. 工事特性	① 施工条件等への対応		(0.0) × 0.2 + 3.3 = 3.3点		3.3点 / 7.3点	5.1%
5. 創意工夫	① 創意工夫	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点			2.9点 / 5.7点	4.5%
6. 社会性等	① 地域への貢献等		(0.0) × 0.2 + 3.2 = 3.2点		3.2点 / 5.2点	4.9%
7. 総合評価 技術提案等		履行 不履行 対象外 ○ ○ ●	0.0点		0.0点	
小計					65点 / 100点	
8. 法令遵守等			(0) × 1.0 = 0.0点		0.0点	
(0.0) (0.0) (0.0) 総評定点					65点 / 100点	

判 定	C
-----	---

※ 得点割合は、細目別評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。
 ※ 総合評価技術提案等は、技術提案等の履行が確認できない場合に、『不履行』を選択し減点する。(減点方法は別に定める。)

工事成績判定	A	B	C	D	E	
	90点以上	75点以上90点未満	60点以上75点未満	45点以上60点未満	E1	40点以上45点未満
	優れている	やや優れている	普通である	やや劣る	E2	40点未満
					劣る	

課長	チーム長	検査員

工 事 成 績 評 定 書

課長 様

課長 様

検査員氏名

工事担当課		起工番号		検査番号	X-C-XXX
工事名	●▲土木工事			工事場所	
受注者				請負金額	
現場代理人				主任技術者	
契約工期	自	令和 年 月 日	完成年月日		
	至	令和 年 月 日	検査年月日		
主任監督員氏名				総括監督員氏名	

考 査 項 目		① 主任監督員					② 総括監督員					③ 検査員								
項目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	①施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10														
	②配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10														
2. 施工状況	①施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5		+2.5		0	-7.5	-15
	②工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15							
	③安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15							
	④対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5														
3. 出来形及び出来ばえ	①出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20
	②品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	③出来ばえ													+5		+2.5		0	-5.0	
4. 工事特性	①施工条件等への対応 ※1						(≦20.0) +0.0													
5. 創意工夫	①創意工夫 ※1	(≦7.0) +0.0																		
6. 社会性等	①地域への貢献等 ※2						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0									
加減点合計	(1+2+3+4+5+6)																			
合計点(A)	65点+(加減点合計)	+ 65.0					+ 65.0					+ 65.0								
評定点(B)	合計点(A)×率 (小数第2位四捨五入)	(A)×40% + 26.0 点					(A)×20% + 13.0 点					(A)×40% + 26.0 点								
7. 総合評価技術提案等 (該当箇所をチェックする)		履行・不履行・対象外 ○ ○ ●																		
8. 法令遵守等 ※4							0.0~-36.0					0 点								
総評定点 7+8+(B) ※5		65 点																		

※1 工事特性及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容を記述方式とし、加点評価のみとする。評価にあたっては、主任、総括監督員による合議を原則とする。

※2 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。

※3 各審査項目毎の採点は、主任監督員は別紙1-(1)~別紙1-(10)、総括監督員は別紙2-(1)~別紙2-(6)、検査員は別紙3-(1)~別紙3-(5)によるものとし、検査員の評価に先立ち、主任・総括監督員が記入する。

※4 法令遵守等は減点のみとし、総括監督員が評価を行う。

※5 総評定点は、四捨五入により整数とする。

課長	チーム長	総括監督員	主任監督員

工 事 成 績 評 定 書 副 表

工事担当課 課長 様

検査担当課 課長

工事担当課		起工番号		検査番号	X-C-XXX
工事名	●▲土木工事			工事場所	
受注者				請負金額	
現場代理人				主任技術者	
契約工期	自	令和 年 月 日		完成年月日	
	至	令和 年 月 日		検査年月日	
主任監督員氏名	岡田 修一			総括監督員氏名	小野坂 宏之

考 査 項 目		① 主任監督員					② 総括監督員					③ 検査員									
項目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	
1. 施工体制	①施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10															
	②配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10															
2. 施工状況	①施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10															
	②工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15								
	③安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15								
	④対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5															
3. 出来形及び出来ばえ	①出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5															
	②品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5															
	③出来ばえ																				
4. 工事特性	①施工条件等への対応 ※1																				
5. 創意工夫	①創意工夫 ※1																				
6. 社会性等	①地域への貢献等 ※2																				
加減点合計	(1+2+3+4+5+6)																				
合計点(A)	65点+(加減点合計)	+ 65.0					+ 65.0														
評定点(B)	合計点(A)×率 (小数第2位四捨五入)	(A)×40% + 26.0 点					(A)×20% + 13.0 点														
7. 総合評価技術提案等 (該当箇所をチェックする)		履行・不履行・対象外 ○ ○ ●																			
8. 法令遵守等 ※4														0.0~-36.0						0 点	
総評定点 7+8+(B) ※5		39 点																			

※1 工事特性及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容を記述方式とし、加点評価のみとする。評価にあたっては、主任、総括監督員による合議を原則とする。

※2 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。

※3 各審査項目毎の採点は、主任監督員は別紙1-(1)~別紙1-(10)、総括監督員は別紙2-(1)~別紙2-(6)、検査員は別紙3-(1)~別紙3-(5)によるものとし、検査員の評価に先立ち、主任・総括監督員が記入する。

※4 法令遵守等は減点のみとし、総括監督員が評価を行う。

※5 総評定点は、四捨五入により整数とする。

工 事 成 績 評 定 書

工事担当課 課長 様

検査担当課長

検査員氏名

工事担当課		起工番号		検査番号	X-C-XXX																
工 事 名	●▲土木工事										工事場所										
受 注 者											請負金額										
現場代理人											主任技術者										
契 約 工 期	自 令和 年 月 日					完成年月日															
	至 令和 年 月 日					検査年月日															
主任監督員氏名											総括監督員氏名										
考 査 項 目		① 主 任 監 督 員					② 総 括 監 督 員					③ 検 査 員									
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	
1. 施工体制	①施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10															
	②配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10															
2. 施工状況	①施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5		+2.5		0	-7.5	-15	
	②工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15								
	③安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15								
	④対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5															
3. 出来形及び出来ばえ	①出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20	
	②品 質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	
	③出来ばえ													+5		+2.5		0	-5.0		
4. 工事特性	①施工条件等への対応 ※1						(≦20.0) +0.0														
5. 創意工夫	①創意工夫 ※1	(≦7.0) +0.0																			
6. 社会性等	①地域への貢献等 ※2						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0										
加減点合計	(1+2+3+4+5+6)																				
合計点(A)	65点+(加減点合計)	+ 65.0					+ 65.0					+ 65.0									
評定点(B)	合計点(A)×率 (小数第2位四捨五入)	(A)×40% + 26.0 点					(A)×20% + 13.0 点					(A)×40% + 26.0 点									
7. 総合評価技術提案等 (該当箇所をチェックする)		履行・不履行・対象外 ○ ○ ●																			
8. 法令遵守等 ※4							0.0~-36.0					0 点									
総評定点 7+8+(B) ※5		65 点																			

※1 工事特性及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容を記述方式とし、加点評価のみとする。評価にあたっては、主任、総括監督員による合議を原則とする。

※2 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。

※3 各審査項目毎の採点は、主任監督員は別紙1-(1)~別紙1-(10)、総括監督員は別紙2-(1)~別紙2-(6)、検査員は別紙3-(1)~別紙3-(5)によるものとし、検査員の評価に先立ち、主任・総括監督員が記入する。

※4 法令遵守等は減点のみとし、総括監督員が評価を行う。

※5 総評定点は、四捨五入により整数とする。

主任監督員評定

1. 施工体制 — I. 施工体制一般

【評価項目】

- a. 施工体制が適切である。
- b. 施工体制がほぼ適切である。
- c. 他の評価に該当しない。
- d. 施工体制がやや不適切である。
- e. 施工体制が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 請負代金内訳書及び契約工程表が契約の翌日から7日以内（土日祝を除く）に提出されている。（PCL 1・7）
- 2. 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載し、現場と一致している。（PCL 8・9・11）
- 3. 工事成績データ（コリンズ）の登録は、（受注時・変更時・完成時）監督員の確認を受けた上で契約の翌日から10日以内（土日祝を除く）に行われている。（PCL 2）
- 4. 建設業退職金の掛金収納書の写しを契約締結後一ヶ月以内に提出した。（PCL 3）
- 5. 建設業退職金共済制度（建退共）適用事業主工事現場の標識が現場において適切に掲示されている。（PCL 4）
- 6. 施工体制台帳、施工体系図が適時、適切に整備され、施工体制台帳の現場保管及び施工体系図の現場掲示がなされている。（PCL 8・9・10）
- 7. 建設業許可票、労災保険関係成立票が現場において適切に掲示されている。（PCL 5・14）
- 8. 施工計画及び施工中にて、工事規模に応じた人員、機械配置での施工となっている。
- 9. 緊急指示、災害、事故が発生した場合の対応が速やかである。
- 10. 工場製作を含む工事について、工場製作期間における技術者を適切に配置している。
- 11. 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。
- 12. 施工計画書を、工事着手前に提出している。また、重要な変更が生じた場合は、その着手前に変更施工計画書を提出している。（PCL 29）
- 13. 「施工プロセス」のチェックリストのうち施工体制一般について指摘事項が無かった、もしくは、指摘事項があったが、速やかに改善された。
- 14. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）
 判断基準 評価値が90%以上 a
 評価値が80%～90%未満 b
 評価値が80%未満 c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 施工体制一般に関して、監督員が文書で改善指示を行った。
上記に該当すれば……… d
- 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
上記に該当すれば……… e

評価：

主任監督員評定

I. 施工体制 — II. 配置技術者

【評価項目】

- a. 配置技術者として適切である。
- b. 配置技術者としてほぼ適切である。
- c. 他の評価に該当しない。
- d. 配置技術者としてやや不適切である。
- e. 配置技術者として不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 現場代理人が工事現場に常駐し、工事現場の運営、取締りを適切に行っている。(PCL 15)
- 2. 現場代理人は契約書、設計図書に定める通知、協議、提出等を書面で行っている。(PCL 16・25)
- 3. 下請けの施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。(PCL 13)
- 4. 作業に必要な作業主任者を選任及び配置し、現場掲示を行っている。(PCL 19)
- 5. 作業に必要な専門技術者を選任及び配置している。(PCL 18)
- 6. 契約書、設計図書、適用すべき諸基準を理解し、施工に反映している。(PCL 23)
- 7. 書類を標準仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。
- 8. 施工上の課題となる条件（作業環境、気象条件、地質等）への対応を図っている。
- 9. 監理（主任）技術者として施工計画や工事工程を把握し、出来形、品質管理等の施工管理、資料作成、整理に主体的に関わっている。(PCL 23)
- 10. 監理（主任）技術者が明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。(PCL 23)
- 11. 「施工プロセス」のチェックリストのうち配置技術者について指摘事項が無かった、もしくは指摘事項があったが、速やかに改善された。
- 12. その他

「○」の項目数 () / 対象の項目数 () = 評価値 (0 %)
 判断基準 評価値が90%以上 a
 評価値が80%~90%未満 b
 評価値が80%未満 c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 配置技術者に関して、監督員が文書で改善指示を行った。
上記に該当すれば……… d
- 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
上記に該当すれば……… e

評価 :

主任監督員評定

2. 施工状況 — I. 施工管理

【評価項目】

- a. 施工管理が適切である。
- b. 施工管理がほぼ適切である。
- c. 他の評価に該当しない。
- d. 施工管理がやや不適切である。
- e. 施工管理が不適切である。

- × 外 「評価対象項目」
- 1. 契約書第18条第1号～5号に基づく設計図書の照査の報告を書面等により提出し、監督員の確認を受けている。(PCL 27)
 - 2. 設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と書面等により協議するなどの必要な対応を行っている。(PCL 28)
 - 3. 工事打合簿等の工事記録の整備が適時、的確に行っている。
 - 4. 施工計画書の記載内容（作業手順書等）と現場施工方法が一致している。(PCL 30)
 - 5. 施工計画書と現場の施工体制等が一致している。(PCL 31)
 - 6. 施工計画書が、技術提案の内容を反映したものとなっている。
 - 7. 施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。(PCL 32)
 - 8. 工事材料の使用及び調達計画が十分なされ、管理されている。(PCL 33・40)
 - 9. 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。(PCL 33)
 - 10. 日常の出来形管理を設計図書及び施工計画に基づき適時、適切に行っている。(PCL 35)
 - 11. 日常の品質管理を設計図書及び施工計画に基づき適時、適切に行っている。(PCL 35)
 - 12. 使用材料等の品質証明書及び工事記録写真等が適切に整理されている。(PCL 33)
 - 13. 段階確認のほか、監督員の立会・確認を必要とした工事の施工段階において、立会確認の手続きが事前になされている。(PCL 37・38)
 - 14. 産業廃棄物が産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されている。(PCL 41)
 - 15. 建設副産物（有価物を含む）の再利用等への取組みを適切に行っている。(PCL 42・43)
 - 16. 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。(PCL 44)
 - 17. 現場内での整理整頓が日常的になされている。
 - 18. 「施工プロセス」のチェックリストのうち施工管理について指摘事項が無かった、もしくは、指摘事項があったが、速やかに改善された
 - 19. その他

「○」の項目数 () / 対象の項目数 () = 評価値 (0 %)

判断基準

評価値が90%以上	a
評価値が80%～90%未満	b
評価値が80%未満	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 施工管理に関して、監督員が文書で改善指示を行った。
上記に該当すれば..... d
- 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
上記に該当すれば..... e

評価 :

主任監督員評定

2. 施工状況 — II. 工程管理

【評価項目】

- a. 工程管理が適切である。
- b. 工程管理がほぼ適切である。
- c. 他の評価に該当しない。
- d. 工程管理がやや不適切である。
- e. 工程管理が不適切である。

- × 外 「評価対象項目」
- 1. 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。(PCL 45)
 - 2. 休日の確保を行っている。(PCL 47)
 - 3. 計画工程以外の時間外作業が少なく、工期前に完成した。
 - 4. 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れは無い。
 - 5. 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。(PCL 46)
 - 6. 積極的に地元や施設管理者との工程調整を行い、円滑な工事進捗を行っている。(PCL 46)
 - 7. 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。
 - 8. 適切な工程管理を行い、工期内に工事完成書類を提出した。
 - 9. 「施工プロセス」のチェックリストのうち工程管理について指摘事項が無かった、もしくは、指摘事項があった速やかに改善された。
 - 10. その他

「○」の項目数 () / 対象の項目数 () = 評価値 (0 %)

判断基準

評価値が90%以上	a
評価値が80%~90%未満	b
評価値が80%未満	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 工程管理に関して、監督員が文書で改善指示を行った。
上記に該当すれば..... d
- 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
上記に該当すれば..... e

評価 :

主任監督員評定

2. 施工状況 — Ⅲ. 安全対策

【評価項目】

- a. 安全対策が適切である。
- b. 安全対策がほぼ適切である。
- c. 他の評価に該当しない。
- d. 安全対策がやや不適切である。
- e. 安全対策が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。（PCL 48）
- 2. 店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。（PCL 49）
- 3. 安全教育及び安全訓練等を月当たり半日または2h×2回（1h×4回）以上行った記録がある。（PCL 50）
- 4. 安全巡視、TBM（ツールボックスミーティング）、KY（危険予知活動）等を実施し、記録が整備されている。（PCL 51）
- 5. 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。（PCL 52）
- 6. 過積載防止に取り組んでいる。（PCL 53）
- 7. 車両系建設機械等の作業前の点検整備等がなされ記録が整備されている。（PCL 54）
- 8. 建設機械を使用する作業において、誘導員配置や建設機械と人の行動範囲の分離措置がなされている。（PCL 55）
- 9. 仮設工（山留め、足場、支保工等）の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。（PCL 56・57）
- 10. 保安施設の設置及び管理を各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。（PCL 58）
- 11. 元方事業者として、各種安全パトロールを実施し、指摘、是正事項が無い、もしくは、あったが、速やかに改善を図り、かつ関係者に報告を行っている。（PCL 59）
- 12. 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。
- 13. 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
- 14. 「施工プロセス」のチェックリストのうち安全対策について指摘事項が無かった、もしくは、指摘事項があったが、速やかに改善された
- 15. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 〇 %）

判断基準	評価値が90%以上	a
	評価値が80%～90%未満	b
	評価値が80%未満	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。
- 安全対策に関して、監督員が文書で改善指示を行った。
上記に該当すれば..... d
- 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
上記に該当すれば..... e

評価：

主任監督員評定

2. 施工状況 — IV. 対外関係

【評価項目】

- a. 対外関係が適切である。
- b. 対外関係がほぼ適切である。
- c. 他の評価に該当しない。
- d. 対外関係がやや不適切である。
- e. 対外関係が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 工事施工にあたり、関係官公庁などと折衝及び調整を行った記録がある。(PCL 60)
- 2. 工事施工にあたり、地元(入居者、施設管理者を含む)との調整を行った事実が確認できる。(PCL 61)
- 3. 関連工事との調整を行い、円滑な工程の進捗に取り組んでいる。(PCL 62)
- 4. 積極的に環境・騒音・安全対策等を実施し、第三者からの苦情が無い。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルが少なかった。(PCL 61)
- 5. 工事の目的及び内容を工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。
- 6. 「施工プロセス」のチェックリストのうち対外関係について指摘事項が無かった、もしくは、指摘事項があったが、速やかに改善された。
- 7. その他

「○」の項目数 () / 対象の項目数 () = 評価値 (0 %)

判断基準

評価値が90%以上	a
評価値が80%~90%未満	b
評価値が80%未満	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 対外関係に関して、監督員が文書で改善指示を行った。
上記に該当すれば..... d
- 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
上記に該当すれば..... e

評価：

主任監督員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー I. 出来形

【ばらつきによる判断（測点10点以上）】

【評価項目】

- a. 出来形の測定が必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。
- b. 出来形の測定が必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。
- c. 出来形の測定が必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a及びbに該当しない。
- d. 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。
- e. 契約書第17条に基づき監督員が改造請求を行った。

※1. 出来形の評定は、工事全般を通じて評価するものとする

※2. 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう

※3. 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である

※4. 出来形管理項目を設定していない工事は「c」判定とする。

※5. a, b, cの評価は上記※1～※3により総合的に判断して決定する。

評価：

主任監督員評定

3. 出来形及び出来ばえ — I. 出来形

【ばらつきによる判断によらない（測点10点未満）又は品質管理項目が無い工事の場合】

【評価項目】

- a. 出来形が優れている。
- b. 出来形が良好である。
- c. 出来形が適切である。
- d. 出来形がやや不適切である。
- e. 出来形が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 当該工事に必要な「出来形管理基準及び規格値」が施工計画書に記載されている。
- 2. 出来形管理図及び出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。
- 3. 出来形測定等において、不可視部分の出来形が写真での確に確認できる。
- 4. 出来形管理基準がない場合、監督員と協議し管理基準等を設定して適切に管理している。
- 5. 写真管理基準の管理項目を満足している。
- 6. 出来形の形状、寸法の実測値が設計値に対して許容範囲である。
- 7. その他

出来形管理項目を設定していない工事。

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）
判断基準 評価値が90%以上 a
 評価値が80%～90%未満 b
 評価値が80%未満 c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

- ※1. 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
- ※2. 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
- ※3. 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である
- ※4. 出来形管理項目を設定していない工事は「c」判定とする。

[マイナス要因]

- 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。
 上記に該当すれば……… d
- 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
 上記に該当すれば……… e

評価：

主任監督員評定

3. 出来形及び出来ばえ - I. 出来形

【機械設備工事】

【評価項目】

- a. 出来形が優れている。
- b. 出来形が良好である。
- c. 出来形が適切である。
- d. 出来形がやや不適切である。
- e. 出来形が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図等を作成していることが確認できる。
- 2. 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
- 3. 社内の管理基準に基づき管理している。
- 4. 写真管理基準の管理項目を満足している。
- 5. 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が設計図書等に定めた数値の許容範囲内である。
- 6. 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。
- 7. 塗装管理基準の塗膜厚管理記録が適切にまとめている。
- 8. 設計図書に定められている予備品に不足が無い。
- 9. 分解整備における既設部品の磨耗、損傷等について、整備前と整備後の老朽状況及び回復状況が図表等に記録されている。
- 10. その他

「○」の項目数 () / 対象の項目数 () = 評価値 (0 %)
判断基準 評価値が90%以上 a
 評価値が80%~90%未満 b
 評価値が80%未満 c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。
 上記に該当すれば..... d
- 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
 上記に該当すれば..... e

評価 :

主任監督員評定

3. 出来形及び出来ばえ - I. 出来形

【電気設備工事】

【評価項目】

- a. 出来形が優れている。
- b. 出来形が良好である。
- c. 出来形が適切である。
- d. 出来形がやや不適切である。
- e. 出来形が不適切である。

- × 外 「評価対象項目」
- 1. 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図等を作成していることが確認できる。
 - 2. 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
 - 3. 社内の管理基準に基づき管理している。
 - 4. 写真管理基準の管理項目を満足している。
 - 5. 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
 - 6. 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。
 - 7. 機器等の測定（試験）結果がその都度、管理図表などに記録され、適切に管理している。
 - 8. 設備の据付、固定方法を、設計図書又は承諾図書のとおり施工している。
 - 9. 配管及び配線を設計図書又は承諾図書通り敷設している。
 - 10. 行先などを表示した名札をケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。
 - 11. 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
 - 12. 測定機器のキャリブレーションを、定期的実施している
 - 13. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）

判断基準

評価値が90%以上	a
評価値が80%~90%未満	b
評価値が80%未満	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

- [マイナス要因]
- 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。
上記に該当すれば..... d
 - 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
上記に該当すれば..... e

評価：

主任監督員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【ばらつきによる判断（測点10点以上）】

【評価項目】

- a. 品質の測定が必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。
- b. 品質の測定が必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。
- c. 品質の測定が必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a及びbに該当しない。
- d. 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。
- e. 契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。

※ばらつきの判断は別紙—ばらつき判断の手引き参照

① 品質の評定は工事全般を通じて評定するものとする

② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である

③ 品質管理とは、「土木工事施工管理管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。

なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである

④ 管理図・ヒストグラム等による品質管理の整理を行っていない場合は、ばらつきの判断不可能として「c」評価とする

評価：

主任監督員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【ばらつきによる判断によらない（測点10点未満）又は品質管理項目が無い工事の場合】

【評価項目】

- a. 品質が優れている。
- b. 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。
- d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 当該工事に必要な「品質管理基準及び規格値」が施工計画書に記載されている。
- 2. 品質管理基準に基づき、品質試験項目、規格値、試験基準等の管理体系を整理し施工されている。
- 3. 品質管理基準がない場合、監督員と協議し管理基準等を設定して適切に管理している。
- 4. 品質管理内容に応じて、工程能力図又は品質管理図を作成している。
- 5. 品質の証明書等が不足なく整理されている。
- 6. 写真管理基準の管理項目を満足している。
- 7. 品質のばらつきが少ない。
- 8. 品質管理及び記録の整理に創意工夫が見られた。（PCL 34）
- 9. その他

- 品質管理項目を設定していない工事。

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）
判断基準 評価値が90%以上 a
 評価値が80%～90%未満 b
 評価値が80%未満 c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。
- ③ 品質管理項目を設定していない工事は「c」判定とする。

[マイナス要因]

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。
 上記に該当すれば……… d
- 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
 上記に該当すれば……… e

評価：

主任監督員評定

3. 出来形及び出来ばえ — II. 品質

【機械設備工事】

【評価項目】

- a. 品質が優れている。
- b. 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。
- d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

- × 外 「評価対象項目」
- 1. 品質や性能確保のため、製作着手前の技術検討が充分実施され、内容が確認できる。
 - 2. 材料の品質照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。
 - 3. 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。
 - 4. 溶接管理が設計図書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。
 - 5. 塗装管理が設計図書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。
 - 6. 操作制御関係が、所定の機能を有しているとともに、必要な安全装置、保護装置の機能が確認でき、満足している。
 - 7. 設備の総合性能が設計図書の仕様を満足している。
 - 8. 設計図書の仕様を反映した詳細設計を行い、承諾図書として提出している。
 - 9. 配管、電気配線を承諾図書のとおり敷設している。
 - 10. 設備全体について取扱説明書を工夫して作成（修繕・改造・更新含む）している。
 - 11. 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。
 - 12. 機器の配置が点検しやすいよう工夫されている。
 - 13. 設備の構造が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫されている。
 - 14. 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。
 - 15. バルブ類の平時の状態を示すラベルなどを見やすい状態で表示している。
 - 16. 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。
 - 17. 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。
 - 18. 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
 - 19. 現地状況を勘察し、施工方法等について提案を行うなど、品質確保に努めている。
 - 20. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）

判断基準

評価値が90%以上	a
評価値が80%～90%未満	b
評価値が80%未満	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。
上記に該当すれば..... d
- 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
上記に該当すれば..... e

評価：

主任監督員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【電気設備工事】

【評価項目】

- a. 品質が優れている。
- b. 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。
- d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 品質や性能確保のため、製作着手前の技術検討が充分実施され、内容が確認できる。
- 2. 材料の品質照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。
- 3. 部品の品質、性能が証明書等で確認でき、設計図書の仕様を満足している。
- 4. 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。
- 5. 溶接管理が設計図書のとおりに実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。
- 6. 塗装管理が設計図書のとおりに実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。
- 7. 製品の機能、性能管理が設計図書のとおりに実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。
- 8. 設備の総合性能が設計図書のとおりに確保され、内容が確認でき、満足している。
- 9. 製作着手前に品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。
- 10. 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおりに配置され、操作性に優れている。
- 11. ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。
- 12. 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
- 13. 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している
- 14. 設備全体について取扱説明書を工夫して作成（修繕・改造・更新含む）している。
- 15. 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。
- 16. 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。
- 17. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）

判断基準

評価値が90%以上	a
評価値が80%~90%未満	b
評価値が80%未満	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。
上記に該当すれば..... d
- 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
上記に該当すれば..... e

評価：

主任監督員評定

5. 創意工夫 — I. 創意工夫

- 準備・後片付け関係
 - 1. 測量・位置出しにおける工夫
 - 2. 現地調査方法の工夫
 - 3. その他

- 施工体制
 - 4. 建設業退職金共済制度の主旨を作業員に説明するとともに、共済証紙の配布が共済証紙受払簿等により適切に行われるなど、事業主を除く作業員全員の退職金制度が適切であることが確認できる。(PCL 6)

- 施工関係
 - 5. 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫
 - 6. コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫
 - 7. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫
 - 8. 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫
 - 9. 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫
 - 10. 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管つなぎ等に関する工夫
 - 11. 照明などの視界の確保に関する工夫
 - 12. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫
 - 13. 運搬車両、施工機械等に関する工夫
 - 14. 支保工、型枠工、足場工、仮棧橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫
 - 15. その他

- 施工管理関係
 - 16. 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫
 - 17. 施工計画書の作成、写真管理等に関する工夫
 - 18. 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫
 - 19. 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫
 - 20. ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事（2点）
 - 21. 特殊な工法や材料を用いた工事
 - 22. 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事
 - 23. その他

- 品質関係
 - 24. 集計ソフト等の活用と工夫
 - 25. 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫
 - 26. コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫
 - 27. 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫
 - 28. 配筋、溶接作業等に関する工夫
 - 29. その他

- 安全衛生関係
 - 30. 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。(2点)
 - 31. 安全を確保するための仮設備等に関する工夫（落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）
 - 32. 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫
 - 33. 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備に関する工夫
 - 34. 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫
 - 35. 供用中の道路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減対策及び一般交通確保等のための工夫
 - 36. 厳しい作業環境の改善に関する工夫
 - 37. 環境保全に関する工夫
 - 38. その他

■ その他

※加点対象は受注者から新技術活用を提案した場合のみとし、下記の2項目での加点は最大4点とする。発注者が指定した活用及び総合評価における技術提案による場合は加点措置を行わないものとする。

- 39. NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術を活用している。
- 40. NETIS登録技術のうち、『有用とされる技術』を活用している。(2点)
『有用とされる技術』とは、推奨技術、準推奨技術、設計比較対象技術、活用促進技術、少実績優良技術をいう。
- 41. その他

理由

- 42. その他

理由

- 43. その他

理由

★ 評価基準

- ★1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する
- ★2. 加点は+7点～0点の範囲とする【最大7点の加点評価とする。】
- ★3. 該当キーワード数の数と重みを勘案して評価する
- ★4. 1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えても良い
- ※1. 創意工夫においては「4. 工事特性」の考査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。
- ※2. 「2. 施工状況」「3. 出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本考査項目でも再評価する。
- ※3. 創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを主に評価し、単なる受注者の好意によるものは対象としない。
- ※4. キーワードの評価(選定)及び詳細評価は、総括監督員との合議を原則として記述する。
- ※5. 総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。
- ※6. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。
- ※7. 本評価に当たっては、受注者から「創意工夫・社会性等に関する実施状況」(別紙5)が提出された場合、これを適切に評価し、反映させるものとする。ただし、施工体制については別紙5の提出に拘らず、関係書類を確認して評価する。

【創意工夫の詳細評価】

評点： 点

総括監督員評定

2. 施工状況 — II. 工程管理

【評価項目】

- a. 工程管理が優れている。
- b. 工程管理が良好である。
- c. 工程管理が適切である。
- d. 工程管理がやや不適切である。
- e. 工程管理が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 災害復旧工事または施工条件の変更等による工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。
- 2. 隣接する他の工事などとの工程調整に取組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
- 3. 地元及び関係機関との調整に取組み、遅れを発生することなく工事を完成させた。
- 4. 工程管理を適切に行ったことにより、計画工程以外の時間外作業の発生を回避し、工事による住民生活への影響を抑制した。
- 5. 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。
- 6. 工事施工範囲が広範囲に点在している場合において、工程管理を適切に行ったことにより、工期内に工事を完成させた。
- 7. 代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が行われている。
- 8. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）

判断基準

評価値が90%以上	a
評価値が80%～90%未満	b
評価値が60%～80%未満	c
評価値が60%未満	d

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 自主的な工程管理がなされず、監督員から文書により改善指示を行った。
- 実施工程表を工事着手前までに提出していない、または承諾されていない。
上記に該当すれば..... d
- 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。
上記に該当すれば..... e

評価：

総括監督員評定

2. 施工状況 Ⅲ. 安全対策

【評価項目】

- a. 安全対策が優れている
- b. 安全対策がやや優れている
- c. 安全対策が適切である。
- d. 安全対策がやや不適切である。
- e. 安全対策が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みを行っている。
- 2. 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。
- 3. 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。
- 4. 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。
- 5. 安全協議会等の活動に積極的に取り組んだ。
- 6. 安全対策に係る取組みが地域から評価された。
- 7. その他

「○」の項目数 () / 対象の項目数 () = 評価値 (0 %)
判断基準 評価値が90%以上 a
 評価値が80%~90%未満 b
 評価値が60%~80%未満 c
 評価値が60%未満 d

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 安全管理に関する現場管理または、防災体制が不適切であり文書により改善指示を行った。
 上記に該当すれば……… d
- 工事関係者（市監督員を含む）事故または公衆災害が発生したが、軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった。（指名停止基準において不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）
 上記に該当すれば……… e

評価：

■都市部等の作業環境、社会条件等への対応
内容

- 1. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事
 - ①供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。
 - ②市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。
 - ③工事に先立ち又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき工法変更を行った工事。
- 2. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事
 - ①ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。
 - ②支障物件の移設が工程上クリティカルパスになり、工程の遅れを生じ、回復に機械、人員等の増強を行った工事。
 - ③地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。
 - ④そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。
- 3. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事
 - ①市街地での夜間工事。
 - ②商業地域または近隣商業地域での工事。
- 4. 現道上での交通規制に大きく影響する工事
 - ①日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。
 - ②供用している道路トンネルの路上工事で、交通規制が必要な工事。
 - ③工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。
- 5. 緊急時に対応が特に必要な工事
 - ①緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。
- 6. 施工箇所が広範囲にわたる工事
 - ①作業現場が広範囲に分布している工事。
- 7. その他
 - ①施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。
 - ②酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事。地上・水面から10m以上又は以下での工事。
 - ③その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。

※上記の事項に1つし点が付けば6点の加点とし、最大10点とする。

■厳しい自然・地盤条件への対応
内容

- 8. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事
 - ①地すべり防止区域等の軟弱地盤や土質条件が厳しい工事。
 - ②河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。
 - ③支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。
 - ④施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。
- 9. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事
 - ①海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。
 - ②潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいいため作業構台等を設置した工事。

- 10. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事
 - ①急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。
 - ②斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。
 - ③土石流危険渓流に指定された区域内における工事。

- 11. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事
 - ①イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。

□ 12. その他

- ①その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。
 - ②その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。
- ※上記事項8～12に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。

■長期工事における安全確保への対応
内容

- 12. 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事（ただし全面一時中止期間は除く）。
- 13. その他

※上記事項13～14に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。

「内容」には、評価項目ごとに事例等を参照しながら内容の詳細を記述する。

- ※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。
- ※2. 評価にあたっては、主任監督員との意見調整を行い評価する。
- ※3. 主任監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。

評点： 点

総括監督員評定

6. 社会性等 — I. 地域への貢献等

【評価項目】

- a. 地域への貢献が優れている。
- a'. 地域への貢献がやや優れている。
- b. 地域への貢献が良好である。
- b'. 地域への貢献がやや良好である。
- c. 他の評価に該当しない。

「評価対象項目」

- 1. 周辺環境への配慮（騒音、大気、臭気、振動等への対策）に積極的に取り組んだ。
- 2. 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。
- 3. 定期的に広報紙の発行や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
- 4. 現場周辺のゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等を定期的に行った。
- 5. 災害時等に地域への援助・救援活動に積極的に協力した。
- 6. その他（理由）

判断基準

※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。

※地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献度について、加點評価する。

※社会性等の評価に当たっては、受注者から「創意工夫・社会性等に関する実施状況」（別紙5）が提出された場合、これを適切に評価し、反映させるものとする。

※請負工事費として計上していると考えられるものは評価対象としない。

評価：

【措置内容】

- 1. 指名停止3ヶ月以上（－20点）
- 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満（－15点）
- 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満（－13点）
- 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満（－10点）
- 5. 文書注意（－8点）
- 6. 口頭注意（－5点）
- 7. 項目該当なし（PCL 26）

① 本評価項目（8. 法令遵守等）で減点する事例は、「工事の契約または施工にあたり、工事関係者が下記の指名停止等の措置要件で上表の措置があった」場合に適用する。なお、上表の措置内容に該当するときは、下記の指名停止等の措置要件にチェックを入れ、所見に概要を記載し、詳細は記録として残しておくこと。

② 「工事の契約または施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。

【上記で評価する場合の適応事例】

- 1. 虚偽記載
 - ・ 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
- 2. 過失による粗雑工事等
- 3. 契約違反
 - ・ 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
- 4. 安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故
 - ・ 安全管理の措置が不適切であったために、重大な損害を与えた公衆災害事故を起こした。
- 5. 安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故
 - ・ 安全管理の措置が不適切であったために、工事関係者（市監督員を含む）の死傷者を生じさせた事故を起こした。
- 6. 贈賄
 - ・ 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
- 7. 独占禁止法違反行為
- 8. 競売入札妨害又は談合
- 9. 暴力団関係
 - ・ 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
 - ・ 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 10. 建設業法違反行為
 - ・ 建設業法に違反する事実が判明した。
例）一括下請け、技術者の専任違反等施工体制等の不備
- 11. 不正又は不誠実な行為
 - ・ 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
 - ・ 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
 - ・ 労働委員会又は裁判所において不当労働行為があったと認定され、その効力が確定した。
 - ・ 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
 - ・ 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
 - ・ 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。

□ 12. その他

- ・ 工事担当課以外の部署または他官庁が法令等に違反する行為により文書または口頭で警告または注意の喚起を行った。
- ・ 工事との因果関係の特定はできない事故であるが、現場管理上の瑕疵で事故に遭う可能性があり警告を行った。

所見

評点： 点

検査員評定

2. 施工状況 — I. 施工管理

【評価項目】

- a. 施工管理が優れている。
- b. 施工管理が良好である。
- c. 施工管理が適切である。
- d. 施工管理がやや不適切である。
- e. 施工管理が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 契約書第18条第1号～5号に基づく設計図書の照査の報告を書面等により提出し、監督員の確認を受けている施工を行っている。
- 2. 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる
- 3. 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。
- 4. 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更施工計画書を提出していることが確認できる。
- 5. 施工計画書と現場の施工体制が一致していることが確認できる。
- 6. 作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。
- 7. 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適切に整備していることが確認できる。
- 8. 工事材料の資料の整理及び確認がなされ、管理されていることが確認できる
- 9. 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられる。
- 10. 見本または工事記録写真等の整理に工夫がみられる
- 11. 段階確認のほか、監督員の立会・確認を必要とした工事の施工段階において、立会確認の手続きが事前になされていること確認できる。
- 12. 産業廃棄物が産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることが、確認できる。
- 13. 建設副産物（有価物を含む）の再利用等への取組みを適切に行っていることが、確認できる。
- 14. 工事記録の整備が適時、適切になされていることが確認できる。
- 15. 品質確保のため、関係書類、出来形、品質等の確認を行っていることが確認できる。
- 16. 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
- 17. 受検体制（検査用器具、準備、人員等）が適切であった。
- 18. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）
 判断基準 評価値が90%以上 a
 評価値が80%～90%未満 b
 評価値が80%未満 c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 施工管理について監督員が文書による改善指示を行った。
上記に該当すれば……… d
- 施工管理について監督員からの改善指示に従わなかった。
上記に該当すれば……… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ - I. 出来形

【ばらつきによる判断（測点10点以上）】

【評価項目】

- 出来形の測定が必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。
- 出来形の測定が必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。
- 出来形の測定が必要な測定項目の全ての測定値が規格値を満足している。

「評価対象項目」

- 1. 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫して作成していることが確認できる。
- 2. 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
- 3. 出来形測定等において不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。
- 4. 出来形管理基準がない場合、監督員と協議し管理基準等を設定して適切に管理している。
- 5. 写真管理基準の管理項目を満足している。
- 6. その他

判断基準

- a. 出来形が特に優れている。 a' . 出来形が優れている。
- b. 出来形が特に良好である。 b' . 出来形が良好である。
- c. 出来形が適切である。 d . 出来形がやや不適切である。
- e. 出来形が不適切である。

		規格値のばらつき		
		規格値の概ね 50%以内	規格値の概ね 80%以内	規格値を満足 している
評価 項目	4項目以上	a	b	c
	3項目以上	a'	b	c
	2項目以上	b	b'	c
	2項目未満	b'	c	c

- ※1. 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
- ※2. 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
- ※3. 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。

[マイナス要因]

- 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ — I. 出来形

【ばらつきによる判断によらない又は出来形管理項目が無い工事の場合（測点10点未満）】

【評価項目】

- a. 出来形が特に優れている。
- a'. 出来形が優れている。
- b. 出来形が特に良好である。
- b'. 出来形が良好である。
- c. 出来形が適切である。
- d. 出来形がやや不適切である。
- e. 出来形が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 出来形管理基準に基づき、適切に管理している。
- 2. 出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。
- 3. 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫して作製していることが確認できる。
- 4. 出来形測定等において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認出来る。
- 5. 出来形管理基準がない場合、監督員と協議し管理基準等を設定して適切に管理している。
- 6. 写真管理基準の管理項目を満足している。
- 7. 出来形管理に独自の工夫が見られる。
- 8. 出来形の形状、寸法の実測値が設計値に対して許容範囲であることが確認できる。
- 9. 出来形管理図または出来形管理表の結果、出来形の形状、寸法のばらつきが少ないことが確認できる。
- 10. その他

- 出来形管理項目を設定していない工事。

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）

判断基準

評価値が90%以上	a
評価値が80%~90%未満	a'
評価値が70%~80%未満	b
評価値が60%~70%未満	b'
評価値が60%未満	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。
- ③ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」判定とする。

※1. 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
 ※2. 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
 ※3. 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。

[マイナス要因]

- 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
 上記に該当すれば..... d
- 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
 上記に該当すれば..... e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ - I. 出来形

【機械設備工事】

【評価項目】

- a. 出来形が優れている。
- a'. 出来形がやや優れている。
- b. 出来形が良好である。
- b'. 出来形がやや良好である。
- c. 出来形が適切である。
- d. 出来形がやや不適切である。
- e. 出来形が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図等を工夫していることが確認できる。
- 2. 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
- 3. 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
- 4. 写真管理基準の管理項目を満足している。
- 5. 製品の性能、機能において、実測値が設計値以上となっており、満足している。
- 6. 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。
- 7. 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。
- 8. 塗装管理基準の塗膜厚管理記録が適切にまとめられていることが確認ができる。
- 9. 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。
- 10. 分解整備における既設部品の磨耗、損傷等について、整備前と整備後の老朽状況及び回復状況が図表等に記録されていることが確認できる。
- 11. その他

「○」の項目数 () / 対象の項目数 () = 評価値 (0 %)

判断基準	評価値が90%以上	a
	評価値が80%~90%未満	a'
	評価値が70%~80%未満	b
	評価値が60%~70%未満	b'
	評価値が60%未満	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
上記に該当すれば..... d
- 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
上記に該当すれば..... e

評価 :

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ - I. 出来形

【電気設備工事】

【評価項目】

- a. 出来形が優れている。
- a'. 出来形がやや優れている。
- b. 出来形が良好である。
- b'. 出来形がやや良好である。
- c. 出来形が適切である。
- d. 出来形がやや不適切である。
- e. 出来形が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図等を工夫して作成していることが確認できる。
- 2. 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
- 3. 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
- 4. 写真管理基準の管理項目を満足している。
- 5. 製品の性能、機能において、実測値が設計値以上となっており、満足している。
- 6. 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。
- 7. 機器等の測定（試験）結果がその都度、管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。
- 8. 設備の据付、固定方法を、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。
- 9. 配管及び配線を設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。
- 10. 行先などを表示した名札をケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けていることが確認できる。
- 11. 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 12. その他

「○」の項目数 () / 対象の項目数 () = 評価値 (0 %)

判断基準	評価値が90%以上	a
	評価値が80%~90%未満	a'
	評価値が70%~80%未満	b
	評価値が60%~70%未満	b'
	評価値が60%未満	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
上記に該当すれば..... d
- 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
上記に該当すれば..... e

評価 :

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【コンクリート構造物】

【評価項目】

- ばらつきによる判断（測点10点以上）【50%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%越える】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【管理図を作成していない】
- ばらつきによる判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。
- 2. コンクリート受け入れ時に必要な供試体を採取し、温度・スランプ・空気量等が確認できる。
- 3. コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- 4. 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの使用法、養生方法等、適切に施工されていることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- 5. 型枠、支保工の取り外し時期及び順序を施工計画書に基づき管理していることが確認出来る。
- 6. コンクリートの打設前に打継目処理を適切に行っていることが確認できる。
- 7. 鉄筋の規格がミルシートで確認できる。
- 8. 鉄筋の引っ張り強度・曲げ強度の試験値が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 9. コンクリート打設までに、さび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
- 10. 鉄筋の組立・加工が設計図書等の仕様を満足していることが確認できる。
- 11. 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- 12. スペーサーの材質及び個数が設計図書等の仕様を満足していることが確認できる。
- 13. スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。
- 14. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）

判断基準

- a. 品質が特に優れている。 a'. 品質が優れている。
- b. 品質が特に良好である。 b'. 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。 d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

		ばらつきで判断が可能(測点10点以上)				ばらつきの判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合
		50%以下	80%以下	80%を超える	管理図等を作成していない	
評価項目	90%以上	a	a'	b	c	a
	80%以上90%未満	a'	b	b'	c	a'
	70%以上80%未満	b	b'	c	c	b
	60%以上70%未満	b'	c	c	c	b'
	60%未満	c	c	c	c	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【土工事（切土・盛土）】

【評価項目】

- ばらつきによる判断（測点10点以上）【50%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%越える】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【管理図を作成していない】
- ばらつきによる判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合

- × 外 「評価対象項目」
- 1. 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
 - 2. 段切り等を設計図書に基づき行っていることが確認できる。
 - 3. 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
 - 4. 締固めが設計図書等に定められた条件を満足していることが確認できる。
 - 5. 芝付け及び種子吹付を設計図書等に定められた条件で行っていることが確認できる。
 - 6. 構造物周辺の締め固め等の処理を適正に行っていることが確認できる。
 - 7. 土羽土の土質が設計図書等に定められた条件を満足していることが確認できる。
 - 8. CBR試験等の品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。
 - 9. 法面に有害なひび割れがない。
 - 10. 伐開除根作業が設計図書等に定められた条件を満足していることが確認できる。
 - 11. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）

判断基準

- a. 品質が特に優れている。 a'. 品質が優れている。
- b. 品質が特に良好である。 b'. 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。 d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

		ばらつきで判断が可能(測点10点以上)				ばらつきの判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合
		50%以下	80%以下	80%を超え	管理図等を作成していない	
評価項目	90%以上	a	a'	b	c	a
	80%以上90%未満	a'	b	b'	c	a'
	70%以上80%未満	b	b'	c	c	b
	60%以上70%未満	b'	c	c	c	b'
	60%未満	c	c	c	c	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
上記に該当すれば……… d
- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
上記に該当すれば……… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【護岸・根固・水制工事】

【評価項目】

- ばらつきによる判断（測点10点以上）【50%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%越える】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【管理図を作成していない】
- ばらつきによる判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合

- × 外 「評価対象項目」
- 1. 施工基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。
 - 2. 裏込材、胴込めコンクリートの充てんまたは締固めが充分に行われていることが確認できる。
 - 3. 緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等で、材料のかみ合わせ又は連結が適切で、裏込材の吸い出しの恐れがないことが確認できる。
 - 4. 石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
 - 5. 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、強度及び水密性の確保が確認できる。
 - 6. 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
 - 7. 植生工で、植生の種類、品質、植栽土の配合、施工後の養生が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
 - 8. 根固工、水制工、沈床工、捨石工等で、材料の連結またはかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
 - 9. 指定材料の品質が証明書類で確認できる。
 - 10. 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。
 - 11. コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。
 - 12. 施工にあたって、床掘箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。
 - 13. 埋戻し材料について、設計図書等の仕様を満足していることが確認できる。
 - 14. 有害なクラックが無い。
 - 15. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 〇 %）

判断基準

- a. 品質が特に優れている。 a'. 品質が優れている。
- b. 品質が特に良好である。 b'. 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。 d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

		ばらつきで判断が可能(測点10点以上)				ばらつきの判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合
		50%以下	80%以下	80%を超える	管理図等を作成していない	
評価項目	90%以上	a	a'	b	c	a
	80%以上80%未満	a'	b	b'	c	a'
	70%以上80%未満	b	b'	c	c	b
	60%以上70%未満	b'	c	c	c	b'
	60%未満	c	c	c	c	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【鋼橋工事（RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる）】

【評価項目】

- ばらつきによる判断（測点10点以上）【50%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%越える】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【管理図を作成していない】
- ばらつきによる判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合

○ × 外 「評価対象項目」 【工場製作関係】

- 1. 鋼材の員数照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認されている。
- 2. 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。
- 3. 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 4. 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。
- 5. 孔空けによって生じた、まくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。
- 6. 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。
- 7. 塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。（重ね塗りの場合も含む）
- 8. 素地調整の場合、第1種ケレン後4時間以内に金属の塗装前処理を実施していることが確認できる。
- 9. 空缶管理において、写真等で確実に空であることが確認できる。
- 10. 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
- 11. その他

【架設関係】

- 12. ボルトの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。
- 13. ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる
- 14. 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。
- 15. 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。
- 16. 支承の据付で、コンクリート面のチップング及びバルク付着が確認でき、仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる
- 17. 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。
- 18. 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有していることが確認できる。
- 19. 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。
- 20. 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。
- 21. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）

判断基準

- a. 品質が特に優れている。 a'. 品質が優れている。
- b. 品質が特に良好である。 b'. 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。 d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

		ばらつきで判断が可能(測点10点以上)				ばらつきの判断 によらない又は 品質管理項目が 無い工事の場合
		50% 以下	80% 以下	80%を 超える	管理図等 を作成し ていない	
評 価 項 目	90%以上	a	a'	b	c	a
	80%以上90%未満	a'	b	b'	c	a'
	70%以上80%未満	b	b'	c	c	b
	60%以上70%未満	b'	c	c	c	b'
	60%未満	c	c	c	c	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
 ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
 上記に該当すれば…………… d
- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
 上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【道路工事（街渠工及び舗装工等をともに含む工事）】

【評価項目】

- ばらつきによる判断（測点10点以上）【50%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%越える】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【管理図を作成していない】
- ばらつきによる判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合

○ × 外 「評価対象項目」
【土工他】

- 1. 掘削床付け面が乱されずに施工されている。
- 2. 地表水が良好に排水されるよう施工されている。
- 3. 床堀・埋戻し・締固めが仕様書の規定（作業土工）とおりに施工されている。
- 4. プレキャスト街渠等の継目部、集水桝との接続部が水密性を保ち、段差が生じていない。
- 5. 側溝蓋、集水桝蓋等が路面と段差が生じず平滑に施工されている。
- 6. 管渠、側溝の底面が滑らかで一様な勾配で施工されている。
- 7. 不等沈下防止に配慮して基礎地盤の締固めが行われていることが確認できる。
【コンクリート二次製品街渠】
- 8. コンクリート二次製品の品質証明書が整備されている。
- 9. 継目部の目地モルタルが適切に施工されている。
- 10. 製品に有害なひび割れ、損傷がない。
- 11. 二次製品の保管、吊り込み、据付等に注意を払っていることが確認できる。
【現場打ちコンクリート】
- 12. 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。
- 13. コンクリート受け入れ時に必要な供試体を採取し、温度・スランプ・空気量等が確認できる。
- 14. コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- 15. 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの使用法、養生方法等、適切に施工されていることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- 16. 型枠、支保工の取り外し時期及び順序を施工計画書に基づき管理していることが確認出来る。
【舗装工】
- 17. 路床・路盤工のプルーフローリングを行っている。
- 18. 路床・路盤工の密度管理が設計書の仕様を満たしていることが確認できる。
- 19. 上層路盤面の浮き石等、有害物を除去してから施工していることが確認できる。
- 20. 路盤の安定処理において材料が均一になるよう攪拌していることが確認できる。
- 21. 路床盛土にて構造物に隣接する箇所や狭隘な箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工されていることが確認できる。
- 22. 路床盛土にて一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。
- 23. 設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われており、適切な混合物の規格が確認できる。（アスファルト混合物の事前審査制度の適用工事は除く）
- 24. 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されていることが確認できる。
- 25. 舗設後の交通開放が定められた条件で行われている事が確認できる。
- 26. 舗装の各層の継ぎ目が仕様書に定められた数値以上ずらして施工されていることが確認できる。
- 27. 目地の処理が仕様書に定められた通りであることが確認できる。
- 28. 密度管理が設計図書等の仕様を満たすことが確認できる。

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）

判断基準

- a. 品質が特に優れている。 a' . 品質が優れている。
 b. 品質が特に良好である。 b' . 品質が良好である。
 c. 品質が適切である。 d. 品質がやや不適切である。
 e. 品質が不適切である。

		ばらつきで判断が可能(測点10点以上)				ばらつきの判断 によらない又は 品質管理項目が 無い工事の場合
		50% 以下	80% 以下	80%を 超える	管理図等 を作成し ていない	
評価 項目	90%以上	a	a'	b	c	a
	80%以上90%未満	a'	b	b'	c	a'
	70%以上80%未満	b	b'	c	c	b
	60%以上70%未満	b'	c	c	c	b'
	60%未満	c	c	c	c	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
 ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
 上記に該当すれば…………… d
- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
 上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【舗装工事】

【評価項目】

- ばらつきによる判断（測点10点以上）【50%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%越える】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【管理図を作成していない】
- ばらつきによる判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合

○ × 外 「評価対象項目」

【路床・路盤工関係】

- 1. 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる
- 2. 路床・路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる
- 3. 路床・路盤工の密度管理が設計図書の仕様を満たしていることが確認できる。
- 4. 路盤の施工に先立ち、路床面、下層路盤面の浮き石、有害物を除去してから施工していることが確認できる。
- 5. 路盤の安定処理において材料が均一になるよう攪拌していることが確認できる。
- 6. 路床盛土にて一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。
- 7. 路床盛土にて構造物に隣接する箇所や狭隘な箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工されていることが確認できる。
- 8. その他

【アスファルト舗装工関係】

- 9. 設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われており、適切な混合物の規格が確認できる。（アスファルト混合物の事前審査制度の適用工事は除く）
- 10. 上層路盤面の浮き石、有害物を除去してから施工していることが確認できる。
- 11. 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されていることが確認できる
- 12. 舗設後の交通開放が定められた条件で行われている事が確認できる
- 13. 舗装の各層の継ぎ目が仕様書に定められた数値以上ずらして施工されていることが確認できる
- 14. 目地部や構造物の接合面の処理等が仕様書に定められた通りであることが確認できる。
- 15. 気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業（締め固め等）の配慮が行われていることが確認できる
- 16. 密度管理が設計図書等の仕様を満たすことが確認できる。
- 17. その他

【コンクリート舗装工関係】

- 18. 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。
- 19. 上層路盤面の浮き石、有害物を除去してから施工していることが確認できる。
- 20. コンクリート受け入れ時に必要な供試体を採取し、温度・スランプ・空気量等が確認できる
- 21. コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- 22. 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設方法、養生方法等、適切に施工されていることが確認できる。
- 23. 材料が分離ないようにコンクリートを敷均していることが確認できる。
- 24. チェア、タイバーを損傷などが発生しないよう保管管理していることが確認できる。
- 25. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）

判断基準

- a. 品質が特に優れている。 a' . 品質が優れている。
 b. 品質が特に良好である。 b' . 品質が良好である。
 c. 品質が適切である。 d. 品質がやや不適切である。
 e. 品質が不適切である。

		ばらつきで判断が可能(測点10点以上)				ばらつきの判断 によらない又は 品質管理項目が 無い工事の場合
		50% 以下	80% 以下	80%を 超える	管理図等 を作成し ていない	
評価 項目	90%以上	a	a'	b	c	a
	80%以上90%未満	a'	b	b'	c	a'
	70%以上80%未満	b	b'	c	c	b
	60%以上70%未満	b'	c	c	c	b'
	60%未満	c	c	c	c	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
 ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
 上記に該当すれば…………… d
- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
 上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【法面工事】

【評価項目】

- ばらつきによる判断（測点10点以上）【50%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%越える】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【管理図を作成していない】
- ばらつきによる判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合

○ × 外 「評価対象項目」

【共通工】

- 1. 施工基面が平滑に仕上げられている（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係）
- 2. 施工に際して、品質の低下をきたす施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる
- 3. 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる
- 4. 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる
【種子吹付工、客土吹付工、厚層基材吹付工関係】
- 5. 土壌試験を実施し、施工に反映していることが確認できる
- 6. ネット等の重ね幅が10cm上確保されていることが確認できる
- 7. ネットなどに破損が生じていないことが確認できる
- 8. 吹付け厚さが均等であることが確認できる
- 9. 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる
- 10. 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書等の仕様を満足していることが確認できる
- 11. 施工（播種等）時期が定められた条件を満足していることが確認できる
【コンクリート又はモルタル吹付工関係】
- 12. 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書等の仕様を満足していることが確認できる
- 13. 金網等の重ね幅が10cm以上確保されていることが確認できる
- 14. 金網に破損が生じていないことが確認できる
- 15. 吹付け厚さが均等であることが確認できる
- 16. 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- 17. 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる
- 18. 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる
- 19. 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。
- 20. 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる

【現場打枠工関係（プレキャスト法枠工含む）】

- 21. 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる
- 22. アンカーピンを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる
- 23. 現場養生が設計図書等の仕様を満足するように実施されていることが確認できる
- 24. 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- 25. 枠内に空隙がないことが確認できる。
- 26. 層間にはく離がないことが確認できる。
- 27. 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる
【アンカー工関係（鉄筋挿入工含む）】
- 28. アンカーの施工長さが確認できる
- 29. アンカーの角度が測定されており、規格値内であることが確認できる
- 30. アンカープレートと法面、法枠等との空隙がないようモルタル等で充填されている
- 31. アンカーの緊張・定着の確認試験等必要な試験が適正に行われている
- 32. その他

「○」の項目数 () / 対象の項目数 () = 評価値 (0 %)

判断基準

- a. 品質が特に優れている。 a' . 品質が優れている。
 b. 品質が特に良好である。 b' . 品質が良好である。
 c. 品質が適切である。 d. 品質がやや不適切である。
 e. 品質が不適切である。

		ばらつきで判断が可能(測点10点以上)				ばらつきの判断 によらない又は 品質管理項目が 無い工事の場合
		50% 以下	80% 以下	80%を 超える	管理図等 を作成し ていない	
評 価 項 目	90%以上	a	a'	b	c	a
	80%以上90%未満	a'	b	b'	c	a'
	70%以上80%未満	b	b'	c	c	b
	60%以上70%未満	b'	c	c	c	b'
	60%未満	c	c	c	c	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
 ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
 上記に該当すれば…………… d
- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
 上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【基礎工事及び地盤改良工事】

【評価項目】

- ばらつきによる判断（測点10点以上）【50%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%越える】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【管理図を作成していない】
- ばらつきによる判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合

○ × 外 「評価対象項目」

【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等）】

- 1. 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる
 - 2. 杭の打止め管理方法または場所打ち杭の施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。
 - 3. 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる
 - 4. 水平度、鉛直度等が設計図等を満足していることが確認できる
 - 5. 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
 - 6. 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる
 - 7. 場所打杭についてトレミー管をコンクリート内に2m以上入れて施工していることが確認できる。
 - 8. 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等が適切に管理されていることが確認できる
 - 9. 配筋、スパーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる
 - 10. ライナープレートの組立にあたって、偏心と歪みに配慮して施工されていることが確認できる
 - 11. 裏込材注入の圧力等が施工記録により確認できる。
 - 12. 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる
 - 13. 場所打ち杭のコンクリートの品質が設計図書等の仕様を満足していることが確認できる
 - 14. スライムの処理が適切に行われていることが確認できる。
 - 15. 鉄筋かごに有害物（さび・どろ・油）が付着しないように適切に管理していることが確認できる
- ##### 【地盤改良関係】
- 16. 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書等の仕様を満足していることが確認できる
 - 17. セメントミルクの比重、スラリー吐出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる
 - 18. 事前に土質試験を実施し、改良材の選定（六価クロム溶出試験）、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる
 - 19. 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。
 - 20. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）

判断基準

- a. 品質が特に優れている。 a'. 品質が優れている。
- b. 品質が特に良好である。 b'. 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。 d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

		ばらつきで判断が可能(測点10点以上)				ばらつきの判断 によらない又は 品質管理項目が 無い工事の場合
		50% 以下	80% 以下	80%を 超える	管理図等 を作成し ていない	
評 価 項 目	90%以上	a	a'	b	c	a
	80%以上90%未満	a'	b	b'	c	a'
	70%以上80%未満	b	b'	c	c	b
	60%以上70%未満	b'	c	c	c	b'
	60%未満	c	c	c	c	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
 ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
 上記に該当すれば…………… d
- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
 上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【コンクリート橋上部工事（PC及びRCを対象）】

【評価項目】

- ばらつきによる判断（測点10点以上）【50%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%越える】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【管理図を作成していない】
- ばらつきによる判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。
- 2. コンクリート受け入れ時に必要な供試体を採取し、温度・スランプ・空気量等が確認できる
- 3. コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- 4. 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種、養生方法等、適切に施工されていることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- 5. 型枠、支保工の取り外し時期及び順序を施工計画書等に基づき管理していることが確認出来る。
- 6. 鉄筋の規格がミルシートで確認できる。
- 7. 鉄筋の引っ張り強度・曲げ強度の試験値が設計図書等の仕様を満足していることが確認出来る
- 8. コンクリート打設までに、さび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる
- 9. 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる
- 10. 鉄筋の組立・加工が設計図書等の仕様を満足していることが確認できる。
- 11. スパースの材質及び個数が設計図書等の仕様を満足していることが確認できる
- 12. スパースを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる
- 13. プレフォーム桁のプレクション管理が設計図書等の仕様を満足していることが確認できる
- 14. 使用する装置（機器）のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる
- 15. PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が設計図書等の仕様を満足していることが確認できる
- 16. プレストレス時のコンクリート強度が最大圧縮強度の1.7倍以上であることが確認できる。
- 17. 構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて圧縮強度の確認を行っている。
- 18. 有害なひび割れ・損傷がない
- 19. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）

判断基準

- a. 品質が特に優れている。 a'. 品質が優れている。
- b. 品質が特に良好である。 b'. 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。 d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

		ばらつきで判断が可能(測点10点以上)				ばらつきの判断 によらない又は 品質管理項目が 無い工事の場合
		50% 以下	80% 以下	80%を 超える	管理図等 を作成し ていない	
評 価 項 目	90%以上	a	a'	b	c	a
	80%以上90%未満	a'	b	b'	c	a'
	70%以上80%未満	b	b'	c	c	b
	60%以上70%未満	b'	c	c	c	b'
	60%未満	c	c	c	c	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
 ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
 上記に該当すれば…………… d
- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
 上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ — II. 品質

【塗装工事】

【評価項目】

- ばらつきによる判断（測点10点以上）【50%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%越える】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【管理図を作成していない】
- ばらつきによる判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 塗装面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる（重ね塗りの場合も含む）
- 2. ケレンが入念に実施されていることが確認できる。
- 3. 施工時の天候、気温及び湿度等の条件が整理・記録されている。
- 4. 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にして施工を行っていることが確認できる
- 5. 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる
- 6. 塗料の空缶管理が、写真等で確実に確認できる。
- 7. 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。
- 8. 塗料の品質が出荷証明書等により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる
- 9. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）

判断基準

- a. 品質が特に優れている。 a'. 品質が優れている。
- b. 品質が特に良好である。 b'. 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。 d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

		ばらつきで判断が可能(測点10点以上)				ばらつきの判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合
		50%以下	80%以下	80%を超える	管理図等を作成していない	
評価項目	90%以上	a	a'	b	c	a
	80%以上90%未満	a'	b	b'	c	a'
	70%以上80%未満	b	b'	c	c	b
	60%以上70%未満	b'	c	c	c	b'
	60%未満	c	c	c	c	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
上記に該当すれば……… d
- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
上記に該当すれば……… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【植栽工事】

【評価項目】

- ばらつきによる判断（測点10点以上）【50%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%越える】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【管理図を作成していない】
- ばらつきによる判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を実施し施工に反映している。
- 2. 活着が促されるよう管理していることが確認できる
- 3. 樹木等に損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる
- 4. 樹木等の生育に害のあるものは除去されている。
- 5. 植栽完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っている
- 6. 肥料が直接樹木の根にふれないよう均一に施肥されていることが確認できる
- 7. 植物材料（樹木・地被類・草花等）は設計図書の様を満足しているだけでなく、樹形も整っており、損傷や病虫害変がなく育成状態が良いことが確認できる
- 8. 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り、がれきなど生育に有害な物を取り除き、植穴底部を耕していることが確認できる。
- 9. 施工管理記録などから土壌改良など不可視部分の品質の良さが確認できる。
- 10. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）

判断基準

- a. 品質が特に優れている。 a' . 品質が優れている。
- b. 品質が特に良好である。 b' . 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。 d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

		ばらつきで判断が可能(測点10点以上)				ばらつきの判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合
		50%以下	80%以下	80%を超える	管理図等を作成していない	
評価項目	90%以上	a	a'	b	c	a
	80%以上90%未満	a'	b	b'	c	a'
	70%以上80%未満	b	b'	c	c	b
	60%以上70%未満	b'	c	c	c	b'
	60%未満	c	c	c	c	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

【マイナス要因】

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
上記に該当すれば……… d
- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
上記に該当すれば……… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【防護柵（網）設置工事】

【評価項目】

- ばらつきによる判断（測点10点以上）【50%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%越える】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【管理図を作成していない】
- ばらつきによる判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合

- × 外 「評価対象項目」
- 1. 材料の品質規格証明書等が整備され、設計図書の品質を満足していることが確認できる。
 - 2. 設計図書等で定められている品質管理試験が適切に実施され記録が整理されている。
 - 3. 防護柵設置要綱等の規程に従い適切に施工し規格値を満足していることが確認できる。
 - 4. 床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
 - 5. 落石防止網の施工前に、施工面の整理（最小限必要な伐採、浮石等の除去）を行っていることが確認できる。
 - 6. 基礎工の施工に当たり、無筋・有筋コンクリートの規格を満たすことが確認できる。
 - 7. 防誤柵の支柱の施工にあたり、既設舗装面への影響が無いように施工していることが確認できる。
 - 8. 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
 - 9. 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。
 - 10. ガードケーブルを支柱に取り付ける場合、設計図書等に定められた所定の張力を与えていることが確認できる。
 - 11. ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる
 - 12. 落石防止網の材料に損傷、さび、不良個所がなく、各種試験に合格していることが確認できる。
 - 13. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）

判断基準

- a. 品質が特に優れている。 a'. 品質が優れている。
- b. 品質が特に良好である。 b'. 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。 d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

		ばらつきで判断が可能(測点10点以上)				ばらつきの判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合
		50%以下	80%以下	80%を超える	管理図等を作成していない	
評価項目	90%以上	a	a'	b	c	a
	80%以上80%未満	a'	b	b'	c	a'
	70%以上80%未満	b	b'	c	c	b
	60%以上70%未満	b'	c	c	c	b'
	60%未満	c	c	c	c	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【道路標識設置工事】

【評価項目】

- ばらつきによる判断（測点10点以上）【50%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%越える】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【管理図を作成していない】
- ばらつきによる判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規程に従い適切に施工し規格値を満足していることが確認できる。
- 2. 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。
- 3. 床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
- 4. 基礎工の施工に当たり、無筋・有筋コンクリートの規格を満たすことが確認できる。
- 5. 標識等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる
- 6. 色彩・反射性能を試験結果報告書で確認できる
- 7. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）

判断基準

- a. 品質が特に優れている。 a'. 品質が優れている。
- b. 品質が特に良好である。 b'. 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。 d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

		ばらつきで判断が可能(測点10点以上)				ばらつきの判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合
		50%以下	80%以下	80%を超える	管理図等を作成していない	
評価項目	90%以上	a	a'	b	c	a
	80%以上90%未満	a'	b	b'	c	a'
	70%以上80%未満	b	b'	c	c	b
	60%以上70%未満	b'	c	c	c	b'
	60%未満	c	c	c	c	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
上記に該当すれば……… d
- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
上記に該当すれば……… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【区画線等設置工事】

【評価項目】

- ばらつきによる判断（測点10点以上）【50%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%越える】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【管理図を作成していない】
- ばらつきによる判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 道路標識・区画線及び道路表示に関する命令、道路土工要綱の施工計画の規定等を満足していることが確認できる。
- 2. ペイント式（常温式）区画線に使用するシナーの使用量が10%以下であることが確認できる。
- 3. 塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。
- 4. 試験片の裏面に日時、採取箇所、区画線種別、気温、塗料温度、測定値が記入されているのが確認できる。
- 5. 区画線の施工部分が清掃されていることが確認できる。
- 6. 熔融式、高視認性区画線の施工では、熔融槽を適温に管理し常に180～220℃で塗布していることが確認できる。
- 7. 区画線の厚さが試験片等で設計書の仕様を満足していることが確認できる。
- 8. 区画線の施工にあたって、気温5℃以下の場合は路面を予熱し路面温度を上昇させた後施工していることが確認できる。
- 9. 区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。
- 10. プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。
- 11. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 〇 %）

判断基準

- a. 品質が特に優れている。 a'. 品質が優れている。
- b. 品質が特に良好である。 b'. 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。 d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

		ばらつきで判断が可能(測点10点以上)				ばらつきの判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合
		50%以下	80%以下	80%を超える	管理図等を作成していない	
評価項目	90%以上	a	a'	b	c	a
	80%以上90%未満	a'	b	b'	c	a'
	70%以上80%未満	b	b'	c	c	b
	60%以上70%未満	b'	c	c	c	b'
	60%未満	c	c	c	c	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【電線共同溝工事】

【評価項目】

- ばらつきによる判断（測点10点以上）【50%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%越える】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【管理図を作成していない】
- ばらつきによる判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 管路等の材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。
- 2. 特殊部等の施工基面の支持力が、均等となるように、かつ、不陸が無いように仕上っていることが確認できる。
- 3. 特殊部の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。
- 4. 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 5. 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。
- 6. 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。
- 7. 管路の形状が打音等よりの確に施工されていることが確認できる。
- 8. 製品に有害なひび割れ、損傷がない
- 9. 二次製品の保管、吊り込み、据付等に注意を払っていることが確認できる
- 10. プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
- 11. 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。
- 12. 埋戻しにおいて、設計図書等の仕様を満足していることが確認できる。
- 13. 管周辺の締固めを適切な条件で施工していることが確認できる
- 14. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）

判断基準

- a. 品質が特に優れている。 a'. 品質が優れている。
- b. 品質が特に良好である。 b'. 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。 d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

		ばらつきで判断が可能(測点10点以上)				ばらつきの判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合
		50%以下	80%以下	80%を超える	管理図等を作成していない	
評価項目	90%以上	a	a'	b	c	a
	80%以上90%未満	a'	b	b'	c	a'
	70%以上80%未満	b	b'	c	c	b
	60%以上70%未満	b'	c	c	c	b'
	60%未満	c	c	c	c	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【維持修繕工事】

【評価項目】

- ばらつきによる判断（測点10点以上）【50%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%越える】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【管理図を作成していない】
- ばらつきによる判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合

○ × 外 「評価対象項目」
【維持工事】

- 1. 使用する材料の品質・形状が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・適切に行っていることが確認できる。
- 2. 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
- 3. 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
- 4. 既存物を傷めず、劣化状況に応じて適切に施工に取り組んでいることが確認できる。
- 5. 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。
- 6. その他

【修繕工事】

- 7. 使用する材料の品質・形状が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
- 8. 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
- 9. 施工前後に必要な調査を行い、適切に施工していることが確認できる。（例：Co橋の場合 鉄筋探査（施工前）、定着長調査（施工後）等）
- 10. 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
- 11. 施工後のメンテナンスに対する提案や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。
- 12. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）

判断基準

- a. 品質が特に優れている。 a'. 品質が優れている。
- b. 品質が特に良好である。 b'. 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。 d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

		ばらつきで判断が可能(測点10点以上)				ばらつきの判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合
		50%以下	80%以下	80%を超える	管理図等を作成していない	
評価項目	90%以上	a	a'	b	c	a
	80%以上90%未満	a'	b	b'	c	a'
	70%以上80%未満	b	b'	c	c	b
	60%以上70%未満	b'	c	c	c	b'
	60%未満	c	c	c	c	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【下水道工事】

【評価項目】

- ばらつきによる判断（測点10点以上）【50%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%越える】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【管理図を作成していない】
- ばらつきによる判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合

○ × 外 「評価対象項目」 【共通工】

- 1. マンホール用品の規格・品質がミルシートで確認できる。
- 2. 管渠の規格・品質がミルシートで確認できる。
- 3. 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。
- 4. コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、温度・スランプ・空気量等が確認できる。
- 5. コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- 6. 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のパイプレタの機種、養生方法等、適切に施工されていることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- 7. プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
- 8. 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。
- 9. 埋戻しにおいて、設計図書等の仕様を満足して施工していることが確認できる。
- 10. その他

【開削工】

- 11. 締固めを適切な条件で施工しており、管の周辺に空隙が生じていないことが確認できる
- 12. 仕様書で定められている品質管理が実施されている。
- 13. 材料の品質規格証明書が整備されている。
- 14. 管にクラック、異常な扁平等がないことが確認できる
- 15. 管の接合が仕様書の規定通り施工されていることが確認できる

【推進工】

- 16. 測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。
- 17. 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。
- 18. 推進作業等がデータで確認できる。
- 19. 材料の品質規格証明書が整備されている。
- 20. 管にひび割れや異常な扁平等がないことが確認できる
- 21. 管の接合が仕様書の規定通り施工されていることが確認できる
- 22. 裏込材の注入にあたり、施工計画に基づき、注入量計、圧力計等により注入圧及び計画量の管理を行っていることが確認できる（大口径管推進工法φ800mm以上）
- 23. 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。

【シールド工】

- 24. セグメントの規格・品質がミルシートで確認できる。
- 25. 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる
- 26. 二次コンクリート打設前に、付着物除去のための十分な水洗清掃を行っていることが確認できる。
- 27. 常に切羽及び地表面の状態を観察して施工されていることが確認できる。
- 28. 裏込め材の注入状況がデータで確認できる。
- 29. 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。

- 30. 材料の品質規格証明書が整備されていることが確認できる
- 31. セグメントが仕様書・製作要領書に基づいて製作されている。
- 32. セグメントに損傷及び補修痕がない。
- 33. セグメント組立時に目違い、異物の挟み込み等に注意し丁寧に組立を行い、所定のトルクでボルトが締め付けられていることが確認できる。
- 34. セグメント組立後、真円保持装置を使用し形状確保に努めている。
- 35. セグメント継手面シール等の防水工が、仕様書に基づき適切に施工され漏水がない。
- 36. 施工後のコンクリート系セグメントにひび割れの発生及び欠けがない。
- 37. 仕様書等で定められている品質管理が実施されていることが確認できる
- 38. スチールフォーム等の取り外しに関して仕様書等に基づき管理されていることが確認できる
- 39. 二次覆工コンクリートにひび割れ等の発生がない。

「○」の項目数 () / 対象の項目数 () = 評価値 (0 %)

判断基準

- a. 品質が特に優れている。 a'. 品質が優れている。
- b. 品質が特に良好である。 b'. 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。 d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

		ばらつきで判断が可能(測点10点以上)				ばらつきの判断 によらない又は 品質管理項目が 無い工事の場合
		50% 以下	80% 以下	80%を 超える	管理図等 を作成し ていない	
評価 項目	90%以上	a	a'	b	c	a
	80%以上90%未満	a'	b	b'	c	a'
	70%以上80%未満	b	b'	c	c	b
	60%以上70%未満	b'	c	c	c	b'
	60%未満	c	c	c	c	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【公園緑地工事】

【評価項目】

- ばらつきによる判断（測点10点以上）【50%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%越える】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【管理図を作成していない】
- ばらつきによる判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 設計図書等に指定された使用材料等について、品質管理の内容、施工管理基準の内容を良く理解し、適切な品質管理を実施していることが確認できる
- 2. 材料、部材の品質及び形状が設計図書等に適合しており、証明書が整備されている
- 3. 遊戯施設等の機能と安全性が設計図書等に適合しており、証明書が整備されている
- 4. 植物材料（樹木・地被類・草花等）は設計図書の仕様を満足しているだけでなく、樹形も整っており、損傷や病虫害変がなく育成状態が良いことが確認できる
- 5. 木材の表面仕上げがなめらかで、反り、割れやささくれなどが無い。
- 6. 石材（舗石、景石類）は使用目的に合致した形状を有し、外観も良好である。
- 7. 園路等の路盤工に関し、現場密度試験等が適切に行われ、管理されている
- 8. 遊具類は、設計図書による仕様を満足し、動作が良好で、安全への配慮がなされている。
- 9. 電気・機械・設備の材料の品質、製品の機能、性能が成績書等で確認できる。
- 10. 建築施設（四阿、パーゴラ、シェルター、便所等工場製作品）は、設計図書による仕様を満足し、特定の加工や材料がある場合、必要な品質証明書が整っている。
- 11. 平板、タイル舗装等の目ずれがなく、仕様書に定められたとおりの処理されていることが確認できる。
- 12. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）

判断基準

- a. 品質が特に優れている。 a' . 品質が優れている。
- b. 品質が特に良好である。 b' . 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。 d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

		ばらつきで判断が可能(測点10点以上)				ばらつきの判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合
		50%以下	80%以下	80%を超え	管理図等を作成していない	
評価項目	90%以上	a	a'	b	c	a
	80%以上90%未満	a'	b	b'	c	a'
	70%以上80%未満	b	b'	c	c	b
	60%以上70%未満	b'	c	c	c	b'
	60%未満	c	c	c	c	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【二次製品構造物工事】

【評価項目】

- ばらつきによる判断（測点10点以上）【50%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%越える】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【管理図を作成していない】
- ばらつきによる判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合

○ × 外 「評価対象項目」

【共通工】

- 1. 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
- 2. 材料の品質規格証明書が整備されている
- 3. JIS規格外品について、仕様書で規定する規格、品質を満足している
- 4. 基礎地盤の整形、清掃、湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる
- 5. 二次製品の保管、吊り込み、据え付け等に十分注意を払っていることが確認でき、製品に有害なひび割れや補修痕がない
- 6. 土留め、ウェルポイント等の仮設が設計図書に基づき適切に施工・管理されていることが確認できる。
- 7. その他

【擁壁類（補強土擁壁は除く）】

- 8. 沈下防止に配慮して、基礎地盤の適切な締固めが行われていることが確認できる
- 9. 製品周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、仕様書等に定められた、巻出し・転圧が適切に施工されていることが確認できる
- 10. 製品の継目部には隙間、ズレがなく、連結またはかみ合わせ適切に施工されていることが確認できる
- 11. 継目部の目地モルタルが適切に施工されていることが確認できる

【プレキャスト擁壁工、石・ブロック積工】

- 12. 胴込コンクリート、裏込材の充填が十分で空隙が生じてない
- 13. 基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がない
- 14. 端部における地山とのすりつけが適切である
- 15. 丁張りを2重、3重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のため細心の注意をはらっていることが確認できる
- 16. プレキャスト擁壁工の使用にあたり、成績証明書等でソイルコンクリートの配合、練混ぜ、打込み、締固め及び養生が適切に行われていることが確認できる（JIS及び規格品は除く）

【用排水構造物工、プレキャストカルバート工】

- 17. 位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されている。
- 18. 呑口、吐口、集水柵等の取り付けコンクリートにクラック等の欠陥がない。
- 19. 施設の流末は浸食、滞留等が生じないように処理されている。
- 20. 不等沈下の発生がなく、基礎コンクリートのひび割れや継目部からの漏水が見られない。

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）

判断基準

- a. 品質が特に優れている。 a'. 品質が優れている。
- b. 品質が特に良好である。 b'. 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。 d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

		ばらつきで判断が可能(測点10点以上)				ばらつきの判断 によらない又は 品質管理項目が 無い工事の場合
		50% 以下	80% 以下	80%を 超える	管理図等 を作成し ていない	
評 価 項 目	90%以上	a	a'	b	c	a
	80%以上90%未満	a'	b	b'	c	a'
	70%以上80%未満	b	b'	c	c	b
	60%以上70%未満	b'	c	c	c	b'
	60%未満	c	c	c	c	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
 ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
 上記に該当すれば…………… d
- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
 上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【補強土壁工事】

【評価項目】

- ばらつきによる判断（測点10点以上）【50%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%越える】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【管理図を作成していない】
- ばらつきによる判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合

- × 外 「評価対象項目」
- 1. 盛土材料の土質が適正である
 - 2. 盛土の締固めが適正な条件（人力機械別、巻きだし厚・敷均し・転圧作業等）で施工されている。
 - 3. 盛土の締固め管理（現場密度・R I 試験）が適切に実施され、設計図書等に適合していることが確認できる
 - 4. プレキャスト製品・材料等の品質が品質証明書等の資料により確認できる
 - 5. プレキャスト製品・補強材・排水材にひび割れや劣化がなく、適切に配置され施工されている
 - 6. 現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている
 - 7. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）

判断基準

- a. 品質が特に優れている。 a' . 品質が優れている。
- b. 品質が特に良好である。 b' . 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。 d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

		ばらつきで判断が可能(測点10点以上)				ばらつきの判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合
		50%以下	80%以下	80%を越える	管理図等を作成していない	
評価項目	90%以上	a	a'	b	c	a
	80%以上90%未満	a'	b	b'	c	a'
	70%以上80%未満	b	b'	c	c	b
	60%以上70%未満	b'	c	c	c	b'
	60%未満	c	c	c	c	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
上記に該当すれば……… d
- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
上記に該当すれば……… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【橋梁修繕・補強工事】

【評価項目】

- ばらつきによる判断（測点10点以上）【50%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%越える】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【管理図を作成していない】
- ばらつきによる判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合

○ × 外 「評価対象項目」 【補強工事工】

- 1. 鋼板接着工のボルト、注入材の品質が確認できる。
- 2. アンカーボルト孔の削孔長をアンカーボルトと同径程度の曲がらない定規で全数確認し、かつ資料も整備されている。
- 3. 施工後にアンカーボルト定着長を超音波探傷器を用いて全数測定し、かつ資料も整備されている。
- 4. アンカーボルト樹脂注入の際に、樹脂が密入されていることが確認できる。
- 5. 床版工の繊維シート付着状態の品質が確認できる。
- 6. 落橋防止装置工の鋼製ブラケットの品質が確認できる。
- 7. 落橋防止装置工のアンカーボルトの引張強度等の品質が確認できる。
- 8. ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。
- 9. 溶接の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。
- 10. その他

【橋梁塗装工】

- 11. ケレンが入念に実施されていることが確認できる。
- 12. 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる
- 13. 塗装面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる（重ね塗りの場合も含む）
- 14. 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にして施工を行っていることが確認できる
- 15. その他

【橋梁断面修復工】

- 16. 使用する材料の品質・性状が補修方法に適合し、かつ現場において材料確認を適宜・適切に行っていることが確認できる。
- 17. 露出させた鉄筋の錆を除去し、防錆材を塗布していることが確認できる
- 18. はつり完了部分の切粉等の清掃を行い、吸湿防止処理を適切に行っていることが確認できる
- 19. はつり完了部分で、ひび割れや浮き、緩み、フェザーエッジ等がある場合は適切に処理していることが確認できる
- 20. 空気だまりが生じないように、はつり形状を工夫するなど不陸対策を行っている
- 21. 断面修復材は適切な粘性が保持できるよう施工可能時間等を管理し、施工していることが確認できる
- 22. 施工時の気温、温度、修復面の状態を記録し、適正な塗り重ね間隔で施工していることが確認できる
- 23. ひび割れ注入工に先立ち、注入箇所表面の塵芥、レイタンス等を除去し施工していることが確認できる。
- 24. シール材の塗布前に基盤コンクリートの表面水分量の確認を行っている
- 25. 注入材の品質を確保するため各種温度管理を行い、必要に応じて対策を行っていることが確認できる
- 26. その他

【アスファルト舗装工関係】

- 27. 設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われており、適切な混合物の規格が確認できる。(アスファルト混合物の事前審査制度の適用工事は除く)
- 28. 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されていることが確認できる
- 29. 舗装の各層の継ぎ目が仕様書に定められた数値以上ずらして施工されていることが確認できる
- 30. 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。
- 31. 舗設後の交通開放が定められた条件で行われている事が確認できる
- 32. その他

「○」の項目数 () / 対象の項目数 () = 評価値 (0 %)

判断基準

- a. 品質が特に優れている。 a'. 品質が優れている。
- b. 品質が特に良好である。 b'. 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。 d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

		ばらつきで判断が可能(測点10点以上)				ばらつきの判断 によらない又は 品質管理項目が 無い工事の場合
		50% 以下	80% 以下	80%を 超える	管理図等 を作成し ていない	
評価 項目	90%以上	a	a'	b	c	a
	80%以上90%未満	a'	b	b'	c	a'
	70%以上80%未満	b	b'	c	c	b
	60%以上70%未満	b'	c	c	c	b'
	60%未満	c	c	c	c	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【管更正工事】

【評価項目】

- ばらつきによる判断（測点10点以上）【50%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%越える】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【管理図を作成していない】
- ばらつきによる判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 仕様書で定められた品質管理が実施されている
- 2. 材料の品質証明書が整備されている。
- 3. 施工管理の記録が整備されている
- 4. 障害物の処理が適正に行われている。
- 5. 形成管の物性試験の結果が確認できる。（自立管）
- 6. 充填材の強度試験の結果が確認できる。（複合管）
- 7. 工事写真により、品質確認状況、試験状況等、検査時不可視部分についても確認できる。
- 8. 事前調査の内容が十分反映され、管路診断が行われるとともに、必要な各種計算（管厚・耐震）が整備されている。
- 9. 管理図・ヒストグラム等が確認できる。
- 10. 施工、運搬時において、材料の損傷を防ぐ特別な工夫が確認できた。
- 11. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）

判断基準

- a. 品質が特に優れている。 a'. 品質が優れている。
- b. 品質が特に良好である。 b'. 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。 d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

		ばらつきで判断が可能(測点10点以上)				ばらつきの判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合
		50%以下	80%以下	80%を超え	管理図等を作成していない	
評価項目	90%以上	a	a'	b	c	a
	80%以上90%未満	a'	b	b'	c	a'
	70%以上80%未満	b	b'	c	c	b
	60%以上70%未満	b'	c	c	c	b'
	60%未満	c	c	c	c	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
上記に該当すれば……… d
- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
上記に該当すれば……… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【仮設工工事】

【評価項目】

- ばらつきによる判断（測点10点以上）【50%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%越える】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【管理図を作成していない】
- ばらつきによる判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合

- × 外 「評価対象項目」
- 1. 仮設材にそり、ゆがみ、傷がない。
 - 2. 仮設材の組立・設置が確実になされ、かつ点検も行われている。
 - 3. 周辺環境（騒音・振動・地盤変動等）に配慮した施工方法で実施している。
 - 4. 工事記録等により設計条件に適合した根入れ長で施工されていることが確認できる。
 - 5. 排水を考慮し、良好な床付け面を確保している。
 - 6. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）

判断基準

- a. 品質が特に優れている。 a' . 品質が優れている。
- b. 品質が特に良好である。 b' . 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。 d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

		ばらつきで判断が可能(測点10点以上)				ばらつきの判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合
		50%以下	80%以下	80%を超え	管理図等を作成していない	
評価項目	90%以上	a	a'	b	c	a
	80%以上90%未満	a'	b	b'	c	a'
	70%以上80%未満	b	b'	c	c	b
	60%以上70%未満	b'	c	c	c	b'
	60%未満	c	c	c	c	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
上記に該当すれば……… d
- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
上記に該当すれば……… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【通信設備・受変電設備・その他類似工事】

【評価項目】

- a. 品質が特に優れている。
- a'. 品質が優れている。
- b. 品質が特に良好である。
- b'. 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。
- d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。
- 2. 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等に適合する証明書等を整備していることが確認できる。
- 3. 材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 4. 設備、機器の品質、機能及び性能が、試験成績書等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 5. ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
- 6. 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。
- 7. 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。
- 8. 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。
- 9. 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。
- 10. 設備全体についての取扱説明書を工夫して作成していることが確認できる。
- 11. 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
- 12. 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
- 13. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）

判断基準	評価値が90%以上	a
	評価値が80%～90%未満	a'
	評価値が70%～80%未満	b
	評価値が60%～70%未満	b'
	評価値が60%未満	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
上記に該当すれば..... d
- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
上記に該当すれば..... e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【施設機械設備（除塵設備・構成付属設備）】

【評価項目】

- a. 品質が特に優れている。
- a'. 品質が優れている。
- b. 品質が特に良好である。
- b'. 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。
- d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 仕様書で定められている品質管理が実施されていることが確認できる。
- 2. 材料の品質及び形状が設計図書等との適合性が確認でき、証明書が整備されている。
- 3. 部品の品質及び形状が設計図書等との適合性が確認でき、証明書が整備されている。
- 4. 機械単体の品質及び形状が設計図書等との適合性が確認でき、証明書が整備されている。
- 5. 設備の機能が設計図書等との適合性が確認でき、証明書が整備されている。
- 6. 据付基準線及び基準高は設計書に定められたとおり施工されている。
- 7. 基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。
- 8. 電線類の接続部が適切に処理されている。
- 9. 溶接の品質管理について管理書類が整理され、品質の確認ができる。
- 10. 塗装品質管理について管理書類が整理され、品質の確認ができる。
- 11. その他

「○」の項目数 () / 対象の項目数 () = 評価値 (0 %)

判断基準	評価値が90%以上	a
	評価値が80%~90%未満	a'
	評価値が70%~80%未満	b
	評価値が60%~70%未満	b'
	評価値が60%未満	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
上記に該当すれば..... d
- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
上記に該当すれば..... e

評価 :

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【機械設備工事（土木）】

【評価項目】

- a. 品質が特に優れている。
- a'. 品質が優れている。
- b. 品質が特に良好である。
- b'. 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。
- d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 材料、部品の品質照合の書類（現物照合を含む）が整理され、品質の確認ができる。
- 2. 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。
- 3. 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。
- 4. 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。
- 5. 溶接の品質管理について管理書類が整理され、品質の確認ができる。
- 6. 塗装品質管理について管理書類が整理され、品質の確認ができる。
- 7. 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。
- 8. 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
- 9. 小配管、電気配線、配管を承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。
- 10. 設備の取扱説明書を工夫して作成していることが確認できる。
- 11. 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、不足無く記載していることが確認できる。
- 12. 機器が点検の行い易い配置となっていることが確認できる
- 13. 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の取替え作業が容易にできるよう工夫されていることが確認できる。
- 14. 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。
- 15. バルブ類の平時の状態を示すラベルなどを見やすい状態で表示していることが確認できる。
- 16. 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。
- 17. 動作部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。
- 18. 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
- 19. 現地状況を勘察し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
- 20. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）

判断基準	評価値が90%以上	・ ・ ・ ・ ・	a
	評価値が80%～90%未満	・ ・ ・ ・ ・	a'
	評価値が70%～80%未満	・ ・ ・ ・ ・	b
	評価値が60%～70%未満	・ ・ ・ ・ ・	b'
	評価値が60%未満	・ ・ ・ ・ ・	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【建築工事（土木関連の簡易なもの）】

【評価項目】

- a. 品質が特に優れている。
- a'. 品質が優れている。
- b. 品質が特に良好である。
- b'. 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。
- d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 材料の品質及び形状が設計図書等との適合性の確認ができ、証明書が整備されている。
- 2. 部品の品質及び形状が設計図書等との適合性の確認ができ、証明書が整備されている。
- 3. 機器等（設備等）の機能が設計図書等との適合性の確認ができ、証明書が整備されている。
- 4. 室内の塵芥処理等が適切に行われ、納まりの事前検討も十分実施され、良質な施工が伺える。
- 5. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）

判断基準	評価値が90%以上	a
	評価値が80%～90%未満	a'
	評価値が70%～80%未満	b
	評価値が60%～70%未満	b'
	評価値が60%未満	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

【マイナス要因】

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
上記に該当すれば..... d
- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
上記に該当すれば..... e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【電気設備・照明装置・その他類似工事】

【評価項目】

- a. 品質が特に優れている。
- a'. 品質が優れている。
- b. 品質が特に良好である。
- b'. 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。
- d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施していることが確認できる。
- 2. 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 3. 設備、機器の品質、機能及び性能が、試験成績書等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 4. ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
- 5. 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。
- 6. 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
- 7. 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。
- 8. 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。
- 9. 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
- 10. 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
- 11. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）

判断基準	評価値が90%以上	a
	評価値が80%～90%未満	a'
	評価値が70%～80%未満	b
	評価値が60%～70%未満	b'
	評価値が60%未満	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
上記に該当すれば..... d
- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
上記に該当すれば..... e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【施設機械設備（用排水ポンプ・構成付属設備）工事】

【評価項目】

- a. 品質が特に優れている。
- a'. 品質が優れている。
- b. 品質が特に良好である。
- b'. 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。
- d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 仕様書で定められている品質管理が実施されてことが確認できる
- 2. 材料の品質及び形状が設計図書等との適合性の確認ができ、証明書が整備されている。
- 3. 部品の品質及び形状が設計図書等との適合性の確認ができ、証明書が整備されている。
- 4. 機械単体の品質及び形状が設計図書等との適合性の確認ができ、証明書が整備されている。
- 5. 設備の機能が設計図書等との適合性の確認ができ、証明書が整備されている。
- 6. 据付基準線及び基準高は設計図書どおり施工されている。
- 7. 配電盤類の関係諸基準に基づき各種試験が行われている。
- 8. 動作試験において配電盤類は正常に動作した。
- 9. 電線類の接続部が適切に処理されている。
- 10. 基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。
- 11. シーケンスに従い正常に動作した。
- 12. ピット内の電線類は行き先札が取り付けられ整然と配置されている。
- 13. 地中電線路等は適切な深さ及び間隔で配備されている。
- 14. 接地工事は適切な深さと関係諸基準に基づき施工されている。
- 15. 溶接の品質管理について管理書類が整理され、品質の確認ができる。
- 16. 塗装品質管理について管理書類が整理され、品質の確認ができる。
- 17. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）

判断基準	評価値が90%以上	a
	評価値が80%～90%未満	a'
	評価値が70%～80%未満	b
	評価値が60%～70%未満	b'
	評価値が60%未満	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
上記に該当すれば..... d
- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
上記に該当すれば..... e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【ライニング工事（防食工）】

【評価項目】

- ばらつきによる判断（測点10点以上）【50%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%越える】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【管理図を作成していない】
- ばらつきによる判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合

- × 外 「評価対象項目」
- 1. 仕様書等で定められている品質管理が実施されていることが確認できる
 - 2. 材料の品質証明書が整備されている。
 - 3. 下地処理が入念に施工されていることが確認できる。
 - 4. 気温・湿度の条件が設計図書等の仕様書を満足している。
 - 5. 塗り残し、気泡、むら、たれ等の欠陥がない。
 - 6. 塗膜に有害な付着物がない。
 - 7. ガラスクロス重ね代が適正に施工されていることが確認できる。
 - 8. 各層での仕上状態が確認できる。
 - 9. 工事写真により、品質確認状況、試験状況等、検査時不可視部分についても確認できる。
 - 10. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）

判断基準

- a. 品質が特に優れている。 a'. 品質が優れている。
- b. 品質が特に良好である。 b'. 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。 d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

		ばらつきで判断が可能(測点10点以上)				ばらつきの判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合
		50%以下	80%以下	80%を超え	管理図等を作成していない	
評価項目	90%以上	a	a'	b	c	a
	80%以上90%未満	a'	b	b'	c	a'
	70%以上80%未満	b	b'	c	c	b
	60%以上70%未満	b'	c	c	c	b'
	60%未満	c	c	c	c	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
上記に該当すれば……… d
- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
上記に該当すれば……… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【水道管工事】

【評価項目】

- ばらつきによる判断（測点10点以上）【50%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%越える】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【管理図を作成していない】
- ばらつきによる判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合

○ × 外 「評価対象項目」 【共通工】

- 1. 仕切弁や空気弁等の鉄蓋やブロック材料等、管材料以外の主要な材料の規格・品質が日本水道協会の受検証明書で確認できる。
- 2. 管材料（仕切弁等含む。）の規格・品質が日本水道協会の受検証明書で確認できる。
- 3. 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。
- 4. コンクリート打設時の必要な供試体を採用し、温度・スランプ・空気量等が確認できる。
- 5. コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- 6. 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの使用法、養生方法等、適切に施工されていることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- 7. 管表示テープ、アルタンシートが適切に設置されている。
- 8. 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されていることが確認できる
- 9. 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。
- 10. 埋戻しにおいて、設計図書等の仕様を満足していることが確認できる。
- 11. 管類の取扱い、運搬に際しては、管体及び内外面の塗装等を損傷しないような適切な処置を講じている。
- 12. 管口の接合状況が良好であることが確認できる。（給水管を含む。）
- 13. 管の接合管理は接合要領書に定められたとおりに行っていることが確認できる
- 14. 管の清掃及び切管加工が適切であることが確認できる
- 15. その他

【開削工】

- 16. 締固めを適切な条件で施工しており、管の周辺に空隙が生じていないことが確認できる
- 17. 設計図書に定めている掘削幅を確保し、適切な管布設が行える作業スペースを確保していることが確認できる

【推進工】

- 18. 測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。
- 19. 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。
- 20. 推進作業等の施工管理状況がデータで確認できる。
- 21. 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。
- 22. 裏込材の注入にあたり、施工計画に基づき、注入量計、圧力計等により注入圧及び計画注入量の管理を行っていることが確認できる（大口径管推進工法φ800mm以上）

【シールド工】

- 23. セグメントの規格・品質がミルシートで確認できる。
- 24. 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。
- 25. 二次コンクリート打設前に、付着物除去のための十分な水洗清掃を行っていることが確認できる。
- 26. 常に切羽及び地表面の状態を観察して施工されていることが確認できる。
- 27. 裏込め材の注入状況がデータで確認できる。
- 28. 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。
- 29. セグメントが仕様書・製作要領書に基づいて製作されている。
- 30. セグメントに損傷及び補修痕がない。
- 31. セグメント組立時に目違い、異物の挟み込み等に注意し丁寧に組立を行い、所定のトルクでボルトが締め付けられていることが確認できる。
- 32. セグメント組立後、真円保持装置を使用し形状確保に努めている。
- 33. セグメント継手面シール等の防水工が、仕様書に基づき適切に施工され漏水がない。
- 34. 施工後のコンクリート系セグメントにひび割れの発生及び欠けがない。
- 35. 仕様書等で定められている品質管理が実施されていることが確認できる
- 36. スチールフォーム等の取り外しに関して仕様書等に基づき管理されていることが確認できる
- 37. 二次覆工コンクリートにひび割れ等の発生がない。

「○」の項目数 () / 対象の項目数 () = 評価値 (0 %)

判断基準

- a. 品質が特に優れている。 a' . 品質が優れている。
- b. 品質が特に良好である。 b' . 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。 d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

		ばらつきで判断が可能(測点10点以上)				ばらつきの判断 によらない又は 品質管理項目が 無い工事の場合
		50% 以下	80% 以下	80%を 超える	管理図等 を作成し ていない	
評価 項目	90%以上	a	a'	b	c	a
	80%以上90%未満	a'	b	b'	c	a'
	70%以上80%未満	b	b'	c	c	b
	60%以上70%未満	b'	c	c	c	b'
	60%未満	c	c	c	c	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質

【下水道工事（処理場躯体工）】

【評価項目】

- ばらつきによる判断（測点10点以上）【50%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%以下】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【80%越える】
- ばらつきによる判断（測点10点以上）【管理図を作成していない】
- ばらつきによる判断によらない又は品質管理項目が無い工事の場合

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施している。
- 2. 掘削床付け面が乱されずに掘削されている。また、浮石等がない。
- 3. 埋戻し（盛土）を行うにあたり、締固めを適正な条件で施工している。
- 4. 掘削（山留）内の排水処理が適正に行われていることが確認できる。
- 5. ウェルポイント、ディープウェル等の排水量及び地下水位管理が適正に行われている。
- 6. 腹起こしの設置にあたり、土留め壁との間に隙間がないことが確認できる。
- 7. コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- 8. コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度、スランプ、空気量等が確認できる。
- 9. コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- 10. 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの種類、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- 11. 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度が適正に管理されている。
- 12. 鉄筋の規格がミルシートで確認できる。
- 13. コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。
- 14. 鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。
- 15. 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。
- 16. スペーサーの材質が適正で、品質が確認できる。
- 17. スペーサーを適正に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。
- 18. 鉄筋のガス圧接部の状態の強度確認試験、外観検査が適正に行われている。
- 19. 鉄筋の継ぎ手長、定着長が適切に管理されている。
- 20. 鉄筋圧接の位置が設計図書に準じており、かつ圧接位置が、千鳥に配置されていることが、写真で確認できる。
- 21. SD295とSD345の使用区分が明確になっており、写真で確認できる。
- 22. 杭に損傷及び補修痕がない。
- 23. 杭の打止め管理方法又は場所打ち杭の施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。
- 24. 水平度、安全度、鉛直度等が確認できる。
- 25. 溶接の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。
- 26. 場所打ち杭についてトレミー管をコンクリート内に2m以上入れて施工していることが確認できる。
- 27. 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等が適切に管理されている。
- 28. 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。
- 29. 舗設後、直ちに供用する必要のある現場で、交通開放を適切に行っている。
- 30. 舗設の各層の継ぎ目が仕様書に定められた数値以上ずらしている。
- 31. 目地の処置が仕様書で定められたとおりであることが確認できる。
- 32. 有害なクラック、損傷が無い。
- 33. その他

「○」の項目数 () / 対象の項目数 () = 評価値 (0 %)

判断基準

- a. 品質が特に優れている。 a'. 品質が優れている。
- b. 品質が特に良好である。 b'. 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。 d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

		ばらつきで判断が可能(測点10点以上)				ばらつきの判断 によらない又は 品質管理項目が 無い工事の場合
		50% 以下	80% 以下	80%を 超える	管理図等 を作成し ていない	
評 価 項 目	90%以上	a	a'	b	c	a
	80%以上90%未満	a'	b	b'	c	a'
	70%以上80%未満	b	b'	c	c	b
	60%以上70%未満	b'	c	c	c	b'
	60%未満	c	c	c	c	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。
上記に該当すれば…………… d
- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
上記に該当すれば…………… e

評価 :

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【コンクリート構造物工事】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

「評価対象項目」

- 1. コンクリート構造物の表面状態が良い。
 - 2. コンクリート構造物の通りが良い。
 - 3. 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
 - 4. クラックがない。
 - 5. 漏水がない。
 - 6. 全体的な美観が良い。
- 全体的な完成度が劣っている d

●判断基準

評価項目 5 項目以上 a

評価項目 4 項目以上 b

評価項目 2 項目以上 c

評価項目 2 項目未満もしくは、全体的な完成度が劣っている項目にチェック
. . . . d

※ 評価値による判断によりがたい場合で、（全体的な完成度が劣っている）の項目にチェックが無い場合はC評価とする。

【出来ばえについて】

※1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【土工事（盛土）】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

「評価対象項目」

- 1. 仕上げが良い。
- 2. 通りが良い。
- 3. 端部処理が良い。
- 4. 構造物へのすりつけ等が良い。
- 5. 全体的な美観が良い。

- 全体的な完成度が劣っている d

●判断基準

評価項目 5 項目以上 a

評価項目 4 項目以上 b

評価項目 2 項目以上 c

評価項目 2 項目未満もしくは、全体的な完成度が劣っている項目にチェック
. . . . d

※ 評価値による判断によりがたい場合で、（全体的な完成度が劣っている）の項目にチェックが無い場合はC評価とする。

【出来ばえについて】

※ 1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※ 2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ

【土工事（切土）】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

「評価対象項目」

- 1. 規定された勾配が確保されている。
 - 2. 法面の浮き石除去等、表面が適切に施工されている。
 - 3. 法面勾配の変化部には干渉部等を設け、適切に施工されている。
 - 4. 施工面の伐根等が確実に施工されている。
 - 5. 施工面には滞水防止等の処理が適切に行われている。
 - 6. 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するように施工されている。
 - 7. 全体的な美観が良い。
- 全体的な完成度が劣っている d

●判断基準

評価項目 6 項目以上 a

評価項目 4 項目以上 b

評価項目 2 項目以上 c

評価項目 2 項目未満もしくは、全体的な完成度が劣っている項目にチェック
. . . . d

※ 評価値による判断によりがたい場合で、（全体的な完成度が劣っている）の項目にチェックが無い場合はC評価とする。

【出来ばえについて】

※ 1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。

※ 2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【護岸・根固・水制工事】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

「評価対象項目」

- 1. 通りがよい。
- 2. 材料のかみ合わせが良く、ひび割れ等がない。
- 3. 天端、端部の仕上げがよい。
- 4. 既設構造物とのすりつけがよい。
- 5. 全体的な美観が良い。

- 全体的な完成度が劣っている d

●判断基準

評価項目 5 項目以上 a

評価項目 4 項目以上 b

評価項目 2 項目以上 c

評価項目 2 項目未満もしくは、全体的な完成度が劣っている項目にチェック
. . . . d

※ 評価値による判断によりがたい場合で、（全体的な完成度が劣っている）の項目にチェックが無い場合はC評価とする。

【出来ばえについて】

※ 1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※ 2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【鋼橋工事（RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる）】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

「評価対象項目」

- 1. 部材表面に補修箇所がない。
 - 2. 部材表面に傷、錆がない。
 - 3. 溶接作業の仕上がりに均一性がある。
 - 4. 塗装作業の仕上がりに均一性がある。
 - 5. 全体的な美観が良い。
- 全体的な完成度が劣っている d

●判断基準

評価項目 5 項目以上 a

評価項目 4 項目以上 b

評価項目 2 項目以上 c

評価項目 2 項目未満もしくは、全体的な完成度が劣っている項目にチェック
. . . . d

※ 評価値による判断によりがたい場合で、（全体的な完成度が劣っている）の項目にチェックが無い場合はC評価とする。

【出来ばえについて】

※ 1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※ 2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【道路工事（街渠工及び舗装工等をともに含む工事）】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

「評価対象項目」

- 1. コンクリート構造物の通りが良い
- 2. コンクリート構造物の表面状態が良い
- 3. ひび割れ等が無い
- 4. 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い（二次製品については連結、かみ合わせ等）
- 5. 舗装の平坦性が良い
- 6. 構造物へのすりつけ等が良い
- 7. 雨水処理が良い
- 8. 全体的な美観が良い。

- 全体的な完成度が劣っている d

●判断基準

評価項目 7 項目以上 a

評価項目 4 項目以上 b

評価項目 2 項目以上 c

評価項目 2 項目未満もしくは、全体的な完成度が劣っている項目にチェック d

※ 評価値による判断によりがたい場合で、（全体的な完成度が劣っている）の項目にチェックが無い場合はC評価とする。

【出来ばえについて】

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【舗装工事】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

「評価対象項目」

- 1. 舗装の平坦性が良い。
- 2. 構造物の通りが良い。
- 3. 端部処理が良い。
- 4. 構造物へのすりつけ等が良い。
- 5. 全体的な美観が良い。

- 全体的な完成度が劣っている d

●判断基準

評価項目 5 項目以上 a

評価項目 4 項目以上 b

評価項目 2 項目以上 c

評価項目 2 項目未満もしくは、全体的な完成度が劣っている項目にチェック
. . . . d

※ 評価値による判断によりがたい場合で、（全体的な完成度が劣っている）の項目にチェックが無い場合はC評価とする。

【出来ばえについて】

※ 1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※ 2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【法面工事】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

「評価対象項目」

- 1. 通りが良い。
- 2. 植生、吹付等の状態が均一である。
- 3. 端部処理が良い。
- 4. 全体的な美観が良い。

- 全体的な完成度が劣っている d

●判断基準

評価項目 4 項目以上 a

評価項目 3 項目以上 b

評価項目 2 項目以上 c

評価項目 2 項目未満もしくは、全体的な完成度が劣っている項目にチェック
. . . . d

※ 評価値による判断によりがたい場合で、（全体的な完成度が劣っている）の項目にチェックが無い場合はC評価とする。

【出来ばえについて】

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【基礎工工事（地盤改良含）】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

「評価対象項目」

- 1. 土工関係の仕上げが良い。
- 2. 通りが良い。
- 3. 端部、天端仕上げが良い。
- 4. 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。
- 5. 全体的な美観が良い。

- 全体的な完成度が劣っている d
- ※地盤改良はC評価とする

●判断基準

評価項目 5 項目以上 a

評価項目 4 項目以上 b

評価項目 2 項目以上 c

評価項目 2 項目未満もしくは、全体的な完成度が劣っている項目にチェック
. . . . d

※ 評価値による判断によりがたい場合で、（全体的な完成度が劣っている）の項目にチェックが無い場合はC評価とする。

【出来ばえについて】

※ 1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。

※ 2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【コンクリート橋上部工事】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

「評価対象項目」

- 1. コンクリート構造物の肌（表面状態）が良い。
 - 2. コンクリート構造物の通りが良い。
 - 3. 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
 - 4. 支承部の仕上げが良い。
 - 5. クラックがない。
 - 6. 漏水がない。
 - 7. 全体的な美観が良い。
- 全体的な完成度が劣っている d

●判断基準

評価項目 6 項目以上 a

評価項目 4 項目以上 b

評価項目 2 項目以上 c

評価項目 2 項目未満もしくは、全体的な完成度が劣っている項目にチェック d

※ 評価値による判断によりがたい場合で、（全体的な完成度が劣っている）の項目にチェックが無い場合はC評価とする。

【出来ばえについて】

※1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【塗装工事】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

「評価対象項目」

- 1. 塗装作業の仕上がりに均一性がある。
 - 2. 細部まできめ細かな施工がされている。
 - 3. 補修箇所がない。
 - 4. ケレンの施工状況が良好である。
 - 5. 全体的な美観が良い。
- 全体的な完成度が劣っている d

●判断基準

評価項目 5 項目以上 a

評価項目 4 項目以上 b

評価項目 2 項目以上 c

評価項目 2 項目未満もしくは、全体的な完成度が劣っている項目にチェック
. . . . d

※ 評価値による判断によりがたい場合で、（全体的な完成度が劣っている）の項目にチェックが無い場合はC評価とする。

【出来ばえについて】

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【植栽工事】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

「評価対象項目」

- 1. 樹木の活着状況が良い。
- 2. 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。
- 3. 支柱の取り付けが堅固である。
- 4. 樹形が整っている。
- 5. 全体的な美観が良い。

- 全体的な完成度が劣っている d

●判断基準

評価項目 5 項目以上 a

評価項目 4 項目以上 b

評価項目 2 項目以上 c

評価項目 2 項目未満もしくは、全体的な完成度が劣っている項目にチェック
. . . . d

※ 評価値による判断によりがたい場合で、（全体的な完成度が劣っている）の項目にチェックが無い場合はC評価とする。

【出来ばえについて】

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【防護柵（網）設置工事】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

「評価対象項目」

- 1. 通りが良い。
- 2. 端部処理が良い。
- 3. 部材表面に傷、錆がない。
- 4. 既設構造物等とのすりつけが良い。
- 5. きめ細やかな施工がなされている。
- 6. 全体的な美観が良い。

- 全体的な完成度が劣っている d

●判断基準

評価項目 5 項目以上 a

評価項目 4 項目以上 b

評価項目 2 項目以上 c

評価項目 2 項目未満もしくは、全体的な完成度が劣っている項目にチェック
. . . . d

※ 評価値による判断によりがたい場合で、（全体的な完成度が劣っている）の項目にチェックが無い場合はC評価とする。

【出来ばえについて】

※ 1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。

※ 2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【道路標識設置工事】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

「評価対象項目」

- 1. 設置位置に配慮がある。
- 2. 標識板の向き、角度、支柱の通りが良い。
- 3. 標識板、支柱に変色がない。
- 4. 支柱基礎周辺に沈下がない
- 5. 全体的な美観が良い。

- 全体的な完成度が劣っている d

●判断基準

評価項目 5 項目以上 a

評価項目 4 項目以上 b

評価項目 2 項目以上 c

評価項目 2 項目未満もしくは、全体的な完成度が劣っている項目にチェック
. . . . d

※ 評価値による判断によりがたい場合で、（全体的な完成度が劣っている）の項目にチェックが無い場合はC評価とする。

【出来ばえについて】

※ 1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※ 2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【区画線設置工事】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

「評価対象項目」

- 1. 塗料の塗布が均一である。
- 2. 視認性が良い。
- 3. 接着状態が良い。
- 4. 施工前の清掃が入念に実施されている。
- 5. 全体的な美観が良い。

- 全体的な完成度が劣っている d

●判断基準

評価項目 5 項目以上 a

評価項目 4 項目以上 b

評価項目 2 項目以上 c

評価項目 2 項目未満もしくは、全体的な完成度が劣っている項目にチェック
. . . . d

※ 評価値による判断によりがたい場合で、（全体的な完成度が劣っている）の項目にチェックが無い場合はC評価とする。

【出来ばえについて】

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【電線共同溝工事（管路布設段階）】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

「評価対象項目」

- 1. 管路の導通性が良い。
- 2. ハンドホールの上端の仕上げが良い。
- 3. 漏水がない。
- 4. ハンドホール蓋の天端と路面等とのすりつけ、仕上げが良い。
- 5. 施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが窺える。
- 6. 歩道及び車道の舗装（含、仮復旧舗装）の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。
- 7. 全体的な美観が良い。

- 全体的な完成度が劣っている d

●判断基準

評価項目 6 項目以上 a

評価項目 4 項目以上 b

評価項目 2 項目以上 c

評価項目 2 項目未満もしくは、全体的な完成度が劣っている項目にチェック d

※ 評価値による判断によりがたい場合で、（全体的な完成度が劣っている）の項目にチェックが無い場合はC評価とする。

【出来ばえについて】

※1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【維持修繕工事】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

「評価対象項目」

- 1. 小構造物等にも細心の注意が払われている。
- 2. きめ細かな施工がなされている。
- 3. 既設構造物とのすりつけが良い。
- 4. 全体的な美観が良い。

- 全体的な完成度が劣っている d

●判断基準

評価項目 4 項目以上 a

評価項目 3 項目以上 b

評価項目 2 項目以上 c

評価項目 2 項目未満もしくは、全体的な完成度が劣っている項目にチェック
. . . . d

※ 評価値による判断によりがたい場合で、（全体的な完成度が劣っている）の項目にチェックが無い場合はC評価とする。

【出来ばえについて】

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【下水道工事（開削工事）】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

「評価対象項目」

- 1. 管口の仕上げが良い
 - 2. マンホール蓋・ます蓋等の天端と路面等とのすりつけ、仕上げが良い。
 - 3. 歩道及び車道の舗装（含、仮復旧舗装）の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。
 - 4. 管のたわみ、蛇行等が少なく、管路の通りが良く水溜りが無い
 - 5. ひび割れ等が無い
 - 6. 漏水が無い
 - 7. 全体的な美観が良い。
- 全体的な完成度が劣っている d

●判断基準

評価項目 6 項目以上 a

評価項目 4 項目以上 b

評価項目 2 項目以上 c

評価項目 2 項目未満もしくは、全体的な完成度が劣っている項目にチェック

. . . . d

※ 評価値による判断によりがたい場合で、（全体的な完成度が劣っている）の項目にチェックが無い場合はC評価とする。

【出来ばえについて】

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【下水道工事（推進工事）】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

「評価対象項目」

- 1. 管口の仕上げが良い
 - 2. ひび割れ等が無い
 - 3. 漏水が無い
 - 4. 管路の通りが良く、水溜りが無い
 - 5. 管目地、注入孔の仕上げが良い
 - 6. マンホール蓋・ます蓋等の天端と路面等とのすりつけ、仕上げが良い。
 - 7. 全体的な美観が良い。
- 全体的な完成度が劣っている d

●判断基準

- 評価項目 6 項目以上 a
- 評価項目 4 項目以上 b
- 評価項目 2 項目以上 c
- 評価項目 2 項目未満もしくは、全体的な完成度が劣っている項目にチェック d

※ 評価値による判断によりがたい場合で、（全体的な完成度が劣っている）の項目にチェックが無い場合はC評価とする。

【出来ばえについて】

- ※1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。
- ※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ

【下水道工事（シールド工事）】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

「評価対象項目」

- 1. ひび割れ等が無い
- 2. 漏水が無い
- 3. 勾配が均一で水溜りが無い
- 4. 既設管・マンホール接続部との仕上がりが良い
- 5. マンホール蓋等の天端と路面等とのすりつけ、仕上げが良い。
- 6. 全体的な美観が良い。

- 全体的な完成度が劣っている d

●判断基準

評価項目 5 項目以上 a

評価項目 4 項目以上 b

評価項目 2 項目以上 c

評価項目 2 項目未満もしくは、全体的な完成度が劣っている項目にチェック

. . . . d

※ 評価値による判断によりがたい場合で、（全体的な完成度が劣っている）の項目にチェックが無い場合はC評価とする。

【出来ばえについて】

※1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【公園緑地工事】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

「評価対象項目」

- 1. 各種構造物や施設の通り、納まり等が良い
- 2. 構造物は美観が優れ、安全性にも配慮がなされている
- 3. 部材や構造物の仕上げ、端部、接続部分の処理が適切で美観が良い
- 4. 樹木は樹形選定や植栽位置が適切で、目的・時期に適合した剪定・整姿が施されている
- 5. 樹木以外の造園資材はその特性が生かされ、調和がとれている。
- 6. 電気・機械設備等は、公共物としての安全性、維持管理への配慮がなされている。
- 7. 舗装は平坦性が確保され、排水勾配も適切であり、周囲の構造物とのすり付けが良い
- 8. 全体的な美観が良い。

- 全体的な完成度が劣っている d

●判断基準

評価項目 7 項目以上 a

評価項目 4 項目以上 b

評価項目 2 項目以上 c

評価項目 2 項目未満もしくは、全体的な完成度が劣っている項目にチェック d

※ 評価値による判断によりがたい場合で、（全体的な完成度が劣っている）の項目にチェックが無い場合はC評価とする。

【出来ばえについて】

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【二次製品構造物工事】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

「評価対象項目」

- 1. 構造物の通りがよい。
 - 2. 材料の連結、かみ合わせがよい。
 - 3. 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
 - 4. ひび割れ等が無い
 - 5. 漏水がない。
 - 6. 土工の仕上げが良い。
 - 7. 既設構造物とのすりつけが良い
 - 8. 全体的な美観が良い。
- 全体的な完成度が劣っている d

●判断基準

評価項目 7 項目以上 a

評価項目 4 項目以上 b

評価項目 2 項目以上 c

評価項目 2 項目未満もしくは、全体的な完成度が劣っている項目にチェック
. . . . d

※ 評価値による判断によりがたい場合で、（全体的な完成度が劣っている）の項目にチェックが無い場合はC評価とする。

【出来ばえについて】

※1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【補強土壁工事】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

「評価対象項目」

- 1. 壁面材（コンクリート製品）の割れ・欠けがない
 - 2. 基礎上面の平坦性が良い
 - 3. 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い
 - 4. 壁面材の目違い、段差が少なく構造物の通りが良い
 - 5. 全体的な美観が良い。
- 全体的な完成度が劣っている d

●判断基準

評価項目 5 項目以上 a

評価項目 4 項目以上 b

評価項目 2 項目以上 c

評価項目 2 項目未満もしくは、全体的な完成度が劣っている項目にチェック
. . . . d

※ 評価値による判断によりがたい場合で、（全体的な完成度が劣っている）の項目にチェックが無い場合はC評価とする。

【出来ばえについて】

※ 1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※ 2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【橋梁修繕・補強工事】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

「評価対象項目」

- 1. 小構造物にも細心の注意が払われている。
 - 2. きめ細やかな施工がなされている。
 - 3. 既設構造物とのすりつけが良い。
 - 4. 塗装部の仕上がりに均一性がある。
 - 5. ケレンの施工状況が良い。
 - 6. 塗装作業の仕上がりに均一性がある。
 - 7. 舗装の平坦性が良い。
 - 8. 構造物へのすりつけ等が良い。
 - 9. 雨水処理が良い。
 - 10. 全体的な美観が良い。
- 全体的な完成度が劣っている d

●判断基準

評価項目 8 項目以上 a

評価項目 6 項目以上 b

評価項目 2 項目以上 c

評価項目 2 項目未満もしくは、全体的な完成度が劣っている項目にチェック
. . . . d

※ 評価値による判断によりがたい場合で、（全体的な完成度が劣っている）の項目にチェックが無い場合はC評価とする。

【出来ばえについて】

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【管更正工事（自立管・二層構造管）】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

「評価対象項目」

- 1. 削傷・剥離等の補修痕が無い
 - 2. 管口の仕上げが良い
 - 3. 取付管路の穿孔が正確に施工されており、併せて部分（一体型）ライニングの仕上がりも良い
 - 4. 内面にシワ、変形、変色、膨れ等がない。
 - 5. 漏水が無い
 - 6. 全体的な美観が良い。
- 全体的な完成度が劣っている d

●判断基準

評価項目 5 項目以上 a

評価項目 4 項目以上 b

評価項目 2 項目以上 c

評価項目 2 項目未満もしくは、全体的な完成度が劣っている項目にチェック d

※ 評価値による判断によりがたい場合で、（全体的な完成度が劣っている）の項目にチェックが無い場合はC評価とする。

【出来ばえについて】

※1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【管更正工事（複合管）】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

「評価対象項目」

- 1. 削傷・剥離又は補修痕が無い
- 2. 管口の仕上げが良い
- 3. 取付管路の穿孔が正確に施工されている。
- 4. 内面に変形、変色、膨れ等がない。
- 5. 嵌合、融着の状態および真円度が良い。
- 6. 全体的な美観が良い。

- 全体的な完成度が劣っている d

●判断基準

評価項目 5 項目以上 a

評価項目 4 項目以上 b

評価項目 2 項目以上 c

評価項目 2 項目未満もしくは、全体的な完成度が劣っている項目にチェック
. . . . d

※ 評価値による判断によりがたい場合で、（全体的な完成度が劣っている）の項目にチェックが無い場合はC評価とする。

【出来ばえについて】

※ 1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。

※ 2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【仮設工工事】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

「評価対象項目」

- 1. 鋼矢板・親杭の通りが良い。
- 2. 覆工板にがたつきがない。
- 3. 鋼矢板のかみ合わせ等に不良部分がない。
- 4. 床付け面の仕上げがよい。
- 5. 全体的な美観が良い。

- 全体的な完成度が劣っている d

●判断基準

評価項目 5 項目以上 a

評価項目 4 項目以上 b

評価項目 2 項目以上 c

評価項目 2 項目未満もしくは、全体的な完成度が劣っている項目にチェック
. . . . d

※ 評価値による判断によりがたい場合で、（全体的な完成度が劣っている）の項目にチェックが無い場合はC評価とする。

【出来ばえについて】

※ 1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※ 2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【通信設備・受変電設備・その他類似工事】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

「評価対象項目」

- 1. 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。
- 2. 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。
- 3. 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。
- 4. 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。
- 5. 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
- 6. 全体的な美観が良い。

- 全体的な完成度が劣っている d

●判断基準

評価項目 5 項目以上 a

評価項目 4 項目以上 b

評価項目 2 項目以上 c

評価項目 2 項目未満もしくは、全体的な完成度が劣っている項目にチェック

. . . . d

※ 評価値による判断によりがたい場合で、（全体的な完成度が劣っている）の項目にチェックが無い場合はC評価とする。

【出来ばえについて】

※1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【施設機械設備（除塵設備）】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

「評価対象項目」

- 1. 主設備、関連設備等にきめ細やかな施工がなされている。
- 2. 溶接、塗装、組み立ての仕上がりに均一性がある。
- 3. 製作上の補修痕跡がない。
- 4. 全体的な取扱いがしやすい。
- 5. 全体的な美観が良い。

- 全体的な完成度が劣っている d

●判断基準

評価項目 5 項目以上 a

評価項目 4 項目以上 b

評価項目 2 項目以上 c

評価項目 2 項目未満もしくは、全体的な完成度が劣っている項目にチェック
. . . . d

※ 評価値による判断によりがたい場合で、（全体的な完成度が劣っている）の項目にチェックが無い場合はC評価とする。

【出来ばえについて】

※ 1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※ 2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ

【機械設備工事（土木）】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

「評価対象項目」

- 1. 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。
- 2. きめ細かな施工がなされている。
- 3. 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。
- 4. 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。
- 5. 全体的な美観が良い。

- 全体的な完成度が劣っている d

●判断基準

評価項目 5 項目以上 a

評価項目 4 項目以上 b

評価項目 2 項目以上 c

評価項目 2 項目未満もしくは、全体的な完成度が劣っている項目にチェック d

※ 評価値による判断によりがたい場合で、（全体的な完成度が劣っている）の項目にチェックが無い場合はC評価とする。

【出来ばえについて】

※ 1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。

※ 2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【建築工事（土木関連）】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

「評価対象項目」

- 1. 建築物の通り、形状が良い。
 - 2. 仕上げの均一性、平坦性が良い。
 - 3. 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。
 - 4. 防水の納まりが良好である。
 - 5. 建具の取り付け、作動が良い。
 - 6. 関連工事との取り合い部分の仕上がりが良い。
 - 7. 全体的な美観が良い。
- 全体的な完成度が劣っている d

●判断基準

評価項目 6 項目以上 a

評価項目 4 項目以上 b

評価項目 2 項目以上 c

評価項目 2 項目未満もしくは、全体的な完成度が劣っている項目にチェック
. . . . d

※ 評価値による判断によりがたい場合で、（全体的な完成度が劣っている）の項目にチェックが無い場合はC評価とする。

【出来ばえについて】

※1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【電気設備・照明装置・その他類似工事】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

「評価対象項目」

- 1. きめ細やかな施工がなされている。
- 2. 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。
- 3. 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。
- 4. ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。
- 5. 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
- 6. 全体的な美観が良い。

- 全体的な完成度が劣っている d

●判断基準

評価項目 5 項目以上 a

評価項目 4 項目以上 b

評価項目 2 項目以上 c

評価項目 2 項目未満もしくは、全体的な完成度が劣っている項目にチェック
. . . . d

※ 評価値による判断によりがたい場合で、（全体的な完成度が劣っている）の項目にチェックが無い場合はC評価とする。

【出来ばえについて】

※1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【施設機械設備（用排水ポンプ・構成付属設備）工事】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

「評価対象項目」

- 1. 主設備、関連設備、共にきめ細やかな施工がなされている。
- 2. 溶接、塗装、組み立ての仕上がりに均一性がある。
- 3. 製作上の補修痕跡がない。
- 4. 全体的な取扱いがしやすい。
- 5. 全体的な美観が良い。

- 全体的な完成度が劣っている d

●判断基準

評価項目 5 項目以上 a

評価項目 4 項目以上 b

評価項目 2 項目以上 c

評価項目 2 項目未満もしくは、全体的な完成度が劣っている項目にチェック d

※ 評価値による判断によりがたい場合で、（全体的な完成度が劣っている）の項目にチェックが無い場合はC評価とする。

【出来ばえについて】

※ 1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※ 2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【ライニング工事（防食工）】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

「評価対象項目」

- 1. 塗装作業の仕上がりに均一性がある。
- 2. 細部まできめ細かな施工がなされている。
- 3. 端部処理が良い。
- 4. 補修箇所がない。
- 5. 体的な美観が良い。

- 全体的な完成度が劣っている d

●判断基準

評価項目 5 項目以上 a

評価項目 4 項目以上 b

評価項目 2 項目以上 c

評価項目 2 項目未満もしくは、全体的な完成度が劣っている項目にチェック
. . . . d

※ 評価値による判断によりがたい場合で、（全体的な完成度が劣っている）の項目にチェックが無い場合はC評価とする。

【出来ばえについて】

※ 1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。

※ 2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【水道管工事】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

「評価対象項目」

- 1. 鉄蓋等の位置が完工図と整合している。
- 2. オフセット図は、官民境界杭（鉋）等の不動点を選定し、現場と一致している。
- 3. 仕切弁等のブロックや鉄蓋でずれやクラックがなく、容易に操作できる。（開閉キーが鉄蓋に接触しないよう設置している）
- 4. 鉄蓋の天端と路面とのすりつけが良く、規定枚数以下の調整リングとなっている。
- 5. 配管状況と完工図が整合している。
- 6. 歩道及び車道の舗装（含、仮復旧舗装）の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。
- 7. 全体的な美観が良い。

- 全体的な完成度が劣っている d

●判断基準

評価項目 6 項目以上 a

評価項目 4 項目以上 b

評価項目 2 項目以上 c

評価項目 2 項目未満もしくは、全体的な完成度が劣っている項目にチェック
. . . . d

※ 評価値による判断によりがたい場合で、（全体的な完成度が劣っている）の項目にチェックが無い場合はC評価とする。

【出来ばえについて】

※1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【下水道工事（処理場躯体工）】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

「評価対象項目」

- 1. 切土、埋戻、盛土の仕上がり状態が良い。また、沈下等が無い。
 - 2. 基礎工について施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。
 - 3. コンクリート構造物の肌が良い。
 - 4. コンクリート構造物の通りが良い。
 - 5. 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
 - 6. スラブ上に水溜まりが生じない配慮がある。
 - 7. 漏水がない。
 - 8. 防食塗装の端部、突起部等の処置が良い。
 - 9. 足掛け金物等が等間隔、水平、所定の埋込長で施工されている。
 - 10. 開口部の蓋の開閉作業がスムーズに行える。
 - 11. 角落しがスムーズに設置、撤去ができる。
 - 12. 全体的な美観が良い。
- 全体的な完成度が劣っている d

●判断基準

評価項目10項目以上 a

評価項目6項目以上 b

評価項目2項目以上 c

評価項目2項目未満もしくは、全体的な完成度が劣っている項目にチェック
. . . . d

※ 評価値による判断によりがたい場合で、（全体的な完成度が劣っている）の項目にチェックが無い場合はC評価とする。

【出来ばえについて】

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価：

